

(No.)

昭和三十六年度

RA'-0269

0107

文書課長)

秘
封

南西アジア情報 Ⅷ/36

ネパールの今次政変について

昭和36.1.14
アジア局南西アジア課

1. ネパールは1951年「ラナ」一族の大政
奉還により王政復古が実現して以来、暫定憲
法の下に数回内閣が組閣されたが、いずれも
短命に終り、政局は安定せず、1957年以
後はマヘンドラ国王の親政が続いていたとこ
ろ、国王は1959年2月12日憲法を公布
し、引続き同月18日より5月8日までの間、
同国政治史上初の総選挙を実施した。この総
選挙の結果、ネパール会議派は議会において
絶対多数を占め、同会議派総裁B.P.コイララ
を首班とする新内閣が5月27日に成立し、
ネパールは建国以来始めて近代的立憲国家の
形態を持つに至った。(以上の詳細について
は、昭和34年7月1日付南西アジア地域重
要情報第19号参照)。

2. かくして国民の絶対的支持を得て成立した
コイララ内閣は外交面では、中立主義を標榜し
中共と国境問題に関する協定および経済援助
協定(1960年3月)、中国・ネパール友
好条約(1960年4月)を締結し、国連総
会において、中共の加盟を積極的に支持する
等中共に対し接近を示していたがその後の国
境紛争事件(1960年6月)には毅然たる
態度を示し(南西アジア情報Ⅷ/35参照)、
一方インドとの関係では、ネルー・インド首
相(1959年6月)とコイララ首相(19
60年1月)の相互訪問に引続き、1960
年9月には、ネパールの独立性を尊重し、イ
ンドとは別個の外国為替管理を認め、通過貿
易につきその自由を保証した通商および通過
貿易に関する新条約の締結に成功する等隣接
大国との国交調整を計つてきた。

また内政面では、ネパール総人口の90%
以上を占める農民の生活の向上を目標として、

RA'-0269

0100

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

特に農地改革、村落発展、教育保健施設の拡充、中小企業振興等の施策を優先的に実施するとともに、外国よりの経済援助を受入れ、産業開発にも努力してきた。

3. しかるところ、昨年12月15日突如国王は布告を発し、憲法第55条(注参照)に基づき非常大権を行使し、コイラ⁷内閣を罷免し、上・下両院を解散するとともに憲法の一部を停止した。

国王による布告の要旨は次のとおりである。

- (1) ネパール最初の選挙によつて成立した内閣を罷免し、上・下両院を解散するとともに、新たな措置ができるまで一切の行政権をここに掌握する。
- (2) ネパールは中立主義外交を固守する。
- (3) 度重なる警告にもかかわらず、政府は麻痺した集団であつたし、個人的利益は助長され、反国家分子は激励された。
- (4) ネパール最初の選挙された政府は、ネパールに安定をもたらし、進歩に導くであろうとの期待が寄せられていたが、全国にわたり無法状態と無秩序が増大したため、民主主義の擬装の下に事態をこのまま放置す

ることができなくなつたため、以上のよう
な措置を講じつつある。

(注) 憲法第55条は外国よりの侵略又
は国内の騷擾によりネパールの安全
保障と経済生活が脅威にさらされる
緊急事態が存する場合、立法府と行
政府の全権限を掌握し、憲法の一部
又は全部を停止しうる非常大権を国
王に付与している。

なお、今回の措置では国王は憲法
の次の条項を停止した。

第2篇 (憲法の施行日)

第3篇の全条項 (基本的人権)

第4篇の全条項 (行政)

但し、第11条 (枢密院) を除く

第5篇の全条項 (議会)

但し第55条 (国王の非常大権) を
除く

第9篇の第3章 (字句の解釈とネパー

ル暫定政府に関する法令の廃止)

但し、第73条 (憲法の略称と発行)

を除く

第10篇の全条項 (過渡的条項)

4 上記措置と同時に、国王はコイララ首相以下全閣僚を逮捕し、上下両院議長、統一民主党党首 K・I・シン、人民民主党党首 T・P・アチャーリヤ及びコイララ首相の兄 M・P・コイララの3名の元首相を始めとし、共産党指導者を含む殆んどすべての主要政治指導者をも拘置した。

その後同月22日に至り、元首相の K・I・シン及び T・P・アチャーリヤほか8名は釈放されたが、コイララ首相以下の閣僚は依然として留置されたままであり、コイララ首相の場合は同首相宅捜索の結果、多額のインド通貨とある種の陰謀に関する文書が押収され、この文書検討のために委員会が設置されたと報ぜられている。

5 一方国王は12月23日コミュニケを発し、今回の措置は決して民主主義を破壊しようとするものでなく、真の民主主義を確立するためのものであつたと国民に呼びかけるとともに、同月26日には更に布告を発し、国王を

議長とし、政党に属せず個人の資格で任命された大臣5名と副大臣4名より成る閣僚会議 (Council of Ministers) を設置することを宣言、国民に協力及び努力を要請した。

上記閣僚会議の構成は次のとおりである。

トウルシー・ギリ 外務、国防、運輸通信、
(Dr. Tulsi Giri) 電力、灌漑及び宮内大臣
(元外務大臣)

ビシワバンドゥ・ターパー内務、自治及び開発大臣
(Mr. Bishwabandhu Thapa) (前国連代表団団員、前
下院議員)

副大臣 カージー・マン・リンブ
(Mr. Kazi Man Limbu)

リシケーシ・シャール 計画、経済及び財政大臣
(Mr. Rishikesh Shah) (前駐米・ネパール大使
兼国連大使)

副大臣 ナゲシワール・プラサード・シン
(Mr. Nageshwar Prasad Singh)

スーリヤ・バハドゥール・ターパー
(Mr. Surya Bahadur Thapa) 農林、商工大臣
(前諮問議会議長、前上
院議員)

副大臣 カゲンドラ・ジヤング・グラング
(Mr. Khagendra Jung Gurung)

アニルッド・プラサード・シン
(Mr. Anirudh Prasad Singh)
教育、衛生、司法大臣
(公務委員会委員長)

副大臣 ブバン・ラール・プラダーン
(Mr. Bhuban Lal Pradhan)

なお、新閣僚の平均年齢は38才という若
さで、一部ではその行政手腕を疑う向きもあ
る。

6. 閣僚会議の設置に引続き、さらに1月5日
には国王は3度目の布告を発し、新閣僚会議
の政策を次のとおり発表し、国王による親政
への布石を固めつつある。

- (1) 当分の間既存政党及びその他結社の活動
を禁止し、非合法化する。
- (2) 民主主義を底辺から漸次上部へ築きあげ
ることを目的として、パンチャーヤト制度
(インドで行なわれている村落自治制度と
同じものと思われる)を創設する。
- (3) ビルタ制度(封建的土地制度—後記注参
照)を廃止し、地租徴収制度を導入する。
- (4) 友好諸国と親善関係を維持し、中立主義
とノン・アライメント政策を堅持する。

(注) ビルタ("birta" System)とはラナ
政権の頃国家に功勞ある臣下に与え
られた荘園のようなもので、その課税
は永代免除された。この荘園は小作関
係により種々の形式にわかれているが

要するに封建的土地制度である。ネパールの耕作面積は約480万ヘクタールとみられ、この中約 $\frac{1}{4}$ がビルタとして約50万の地主により保有されている。

7. 1959年5月成立以来、コイララ政府は不利な地理的環境と経験の不足という悪条件と戦いながら、国民生活の向上を目指して、農業及び工業開発の諸政策(2項後段参照)を遂行し、同政府に対する人望も高まりつつあった時だけに、今回の突然の政変には、インドイギリス等ネパールと緊密な関係を有する国々の官民はともに驚いた模様であり、今回政変の原因についての内外主要紙の臆測も多様を極めていた。すなわち、その主なるものとしては、

- (1) コイララ政権の社会主義的土地改革政策に国王およびこれにつながる地主、上流階級が不満を抱き、軍隊の力によつて現内閣の転覆をはかつた(読売ニューデリー特派員電)。
- (2) 最近における最も重要な事態の推移はネパール辺境における中共の圧力の増大であり、エベレストの中共領有主張から周恩来の

カトマンズ訪問となつて最高潮に達した。国王は外遊中広い視野から中共の政策を視察し、その結果「平和友好条約」を周恩来と結んだコイララ首相よりも、中共に対して懐疑的になつたということは十分に考えられる。(イギリスのデイリー・テレグラフ紙)

- (3) さきに、イスラエルを訪問したコイララ首相は、帰国後国王の反対を押して、ネパール国防軍をイスラエル式民兵制度に改組することに決定したが、これに対し国王とグルカ兵団は強い不満を示していた。(カトマンズ発AP電)
- (4) 国王は1959年ネパール最初の総選挙におけるコイララ首相の勝利を歓迎したが、その予想外の勝利には驚いた模様である。昨年中国王とコイララ首相の不仲の情報が定期的に流れていた。また、コイララ首相がこの選挙での勝利を利用して憲法を改正

し、国王の権限を制限しはしないかとの恠懼を国王が持つようになつたことは殆んど疑う余地がない。(ニューデリー発UPI電)

8. しかしながら、農地改革や従来の免税地課税に対するコイララ内閣の方針には国王は必ずしも全面的反対ではなかつたと国王自身内話しており、このことは1月5日付国王の布告として発表された新閣僚会議の政策の中にビルタ制度の廃止と地租徴収制度導入が加えられていることから裏付けられている。また外交政策に関してもコイララ首相自身は反共的でノン・アラインメント主義者であり国王との間に大なる意見の相違はなかつたといわれる。イスラエル式民兵への改組も国王が軍の最高司令官であり、軍の忠誠を得ている事実から推して、コイララ首相が兵制改革具体案を考える程力をもつていたとは考えられない。

英国政府筋は、今回の政変は国王と首相との不仲に出ずるものであると観測している趣であり、要するに立憲君主制の確立を冀う国王が、コイララ首相の謬会主義を基盤とする急進的なやり方に不安と不満を持つたことが今回

政変の主因とも考えられる。

9. なお、今回の国王の措置に対するインドの批判には厳しいものがあり、ネルー首相は「国王を非難する気持ちはないけれども」としながら「今度のように民主主義に逆行するような措置には遺憾の気持を表明せざるをえない」と不満を表明し、インド各紙は一せいにネパールに芽生えたデモクラシーが後退したことに遺憾の意を表し、国王の布告では今回の措置が必要であつたことを立証できないとし、コイララ首相に同情的であり、閣僚会議の設置についてもあるインド紙は「閣僚会議は国王の御用機関にすぎず民主主義的とはお義理にもいえない」と論難している。

10. 今後の政局の見透しについては、最近任命された閣僚会議を主宰するのは国王であり、ギリ外相の如きは前首相の部屋を専有しているものの実質的には官房長的存在に過ぎないといわれ、新任大臣の多くは年少未経験者で

あるところから、国王による親政的性格が一層強くなることが予想される。

カトマンズは平静であるがなんとなく緊張しており、民衆の朗らかさもやや欠けていると報ぜられており、民主主義が取りもどされたとなるといかに国王を神格視する民衆の間にも早晚批判と反動が生まれることも予測される。また、共産党は既に地下に潜行して地下組織の強化を行つていと伝えられ、政治結社の非合法化によつて政治活動は一層地下に潜行する傾向が強くなるものと思われ、国王の親政政治の前途には種々困難な問題が予想される。

南西アジア情報 № 2 / 36

ビルマ軍幹部の異動について

昭36.2.18

ア 西

1. 軍幹部の異動

2月6日付のビルマ各紙においてモン・モン准将以下ビルマ軍幹部（准将、大佐クラス）の大量異動が報ぜられた。右に関しビルマ政府は未だ何らの公式発表を行つていない模様であるが、ビルマ紙報道より総合すれば今回異動されることとなつた軍幹部は別紙のとおりである。

2. 背景及び経緯

今次の軍幹部大量異動の措置をビルマ政府がとるに至つた背景ならびにその経緯は次のとおりと推察される。

- (1) 1958年10月以来ビルマ軍人政権は約1年半に亘つて政権を担当した後、ウ・ヌ首相に政権を引渡した。軍人政権はその

政策の実施にあたって性急に過ぎる面があり、これに対する民衆の反感が、軍部に近いと目されていたA F P F L安定派に対する反感となつて現われ、1960年2月総選挙においてはウ・ヌ首相の率いる清廉派（後に連邦党と改名）の圧倒的勝利に帰した。軍部は同年4月ウ・ヌ内閣の成立と同時に政治から手を引いたが、なお抜くべからざる力を有しており、ウ・ヌ首相にとっては軍部との調整が最大の問題であつた。

- (2) ウ・ヌ首相は1960年4月の組閣に当つては自ら国防大臣を兼任し且つ政府各部門における主要なポストから殆どの軍人を退場せしめ、また全国の治安協議会を解散して軍の地方行政に関与する道を塞いだ。
- (3) 上記のとおり軍部との政権交替は円滑に行われたが、これは主として政治的野心をもたないネ・ウィン最高司令官との話合いに基づいて行われた模様である。軍人政権

当時ビルマの政治を動かしていたのは准将、大佐クラスの軍幹部であり、これらの幹部は共産党に対し融和的な態度をとるウ・ヌに反対であつたが、尉官クラスにはウ・ヌ首相は人気があつた。ウ・ヌ首相はさらに軍部における自分の地歩を確保するため軍幹部の中の最も有力なオン・ジィ准将（陸軍参謀次長）を自派に接近せしめることをはかり、これに成功した模様である。

- (4) 1960年5月頃ウ・ヌ首相はネ・ウィン最高司令官以下の軍幹部に対し軍事視察等の名目で長期にわたつて外遊することを勧めたが、これはこれらの軍幹部と国内政治との疎隔を図つたものと推察される。しかしながらこれら軍幹部は短期間の海外旅行は行なつたが、長期にわたつて外国に滞在することには応じなかつた模様である。
- (5) ネ・ウィンの部下にはオン・ジィ准将の他に、モン・モン准将（軍政権当時の教育総監）、ティン・ベ准将（軍政権当時の労務、鉱務大臣）、トン・セイン大佐（軍政権当時のラングーン市長）等の有力な部下がいたが、これらの軍幹部は元来共産党に対して融和的な態度をとるウ・ヌに反感をもっており、ウ・ヌが政権獲得後国防費を削減するとともに軍人政権の行なつたラングーン市難民の強制移住、価格統制等を廃止したことに不満をもち、秘かにウ・ヌ

- 政権打倒を企図していた模様である。（注、在ビルマ大使館の入手した情報によれば客年8月頃ネ・ウィンを除く軍幹部が会合し、政権を奪取してStable派との連立内閣を組織すれば政権担当可能との結論に達し9月にタンベ、モン・モン両准将がウ・バ・スエを訪問、右計画への援助を乞うたがウ・バ・スエは国民が実力による政権交代に反感を抱くこと、また人心がStable派から離反していることを理由に、これに応じなかつた趣である。）
- (6) これら軍幹部の動きに対しウ・ヌ首相としても当然何らかの手を打つ必要があると考えていたものと思われるが、ウ・ヌ首相としても中共との国境条約の締結（1960年1月）、周恩来の訪緬（本年1月）等の外交問題の他に国府残軍討伐、与党の内紛、野党との関係調整、また国内巡視等政務多端のために積極的な手が打てなかつた

ものと思われる。

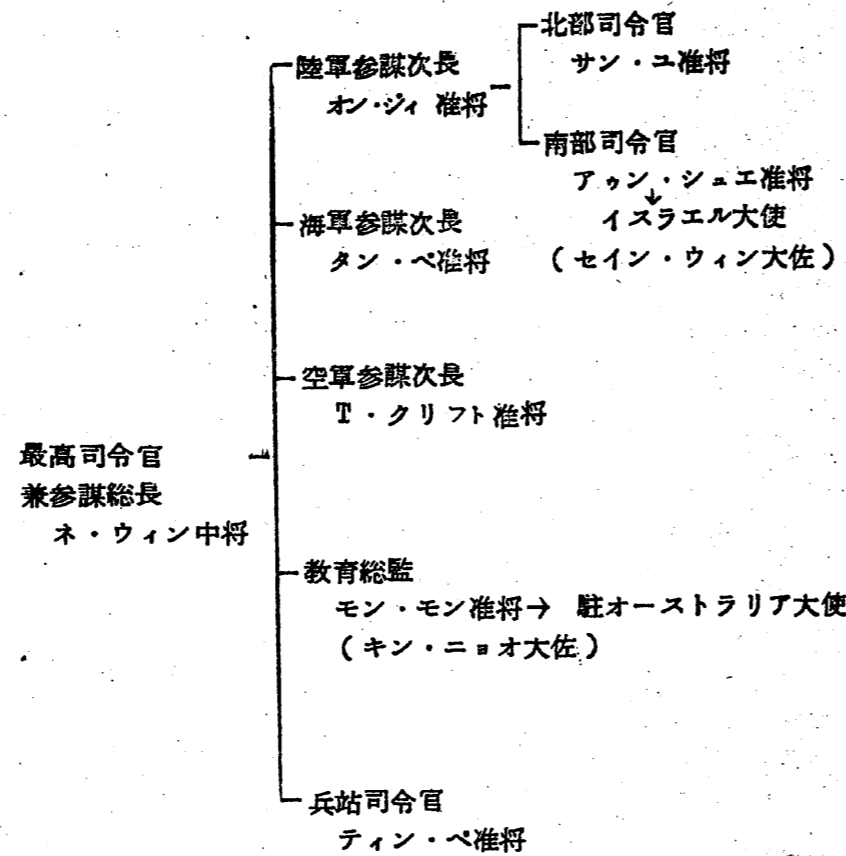
(7) . 上記の如く、かねてその時機を狙っていたウ・ヌ首相は、モン・モン准将以下の反ウ・ヌ派軍幹部を司令官会議の名目の下にラングーンに集めて、麾下兵力とひき放した上今次の異動を発令し、一挙にこれら反対派勢力の一掃を図つた模様である。従つてこれらの反ウ・ヌ派軍幹部も完全にイニシアティブをとられ、何らの抵抗も示さなかつた。

3. 今後の問題

今次の軍幹部の大量異動により反ウ・ヌ派の軍幹部の勢力は一掃され、ウ・ヌ首相の対軍政策は成功したものと見るべきであろう。しかしながらウ・ヌ首相はこの他にも野党 A F P F L との関係調整、および自分の党たる連邦党内部の紛争という大きな問題を抱えており、前途の多難が予想される。

ビルマ軍幹部異動一覧

()印は後任者
 →印は異動先
 []印は旅団駐屯地



第1旅団長?

- 第2 [トングー] (アウン・ベ中佐)
エ・モン中佐 → カラチ駐在武官
- 第3 [バアン] (シンクレア中佐)
アウン・ベ中佐 → 第2旅団長
- 第4 [タウンジィ] (グワン・シエイン中佐)
ティン・ドゥツ大佐 → バンコック駐武
- 第5 [モールメン] (ミヤ・タウン中佐)
フラ・モウ大佐 → 東京駐在武官
- 第6 [ラシオ] (変更なし)
?
- 第7 [ミチナ] (ユ・サイン中佐)
チィ・ウィン大佐 → 退役
- 第8 [バセイン] (ティン・ハン中佐)
セイン・ミヤ大佐 → ロンドン駐在武官
- 第9 [ケン・トン] (ヴァン・クル中佐)
トン・セイン大佐 → ベルグラード駐在武官
- 第10 [チャウ] (アウン・ズイン中佐)
チョウ・ミン中佐 → 退役
- 第11 [ニャウンレピン] (変更なし)
バ・シュエ大佐 → そのまま
- 第12 [プロム] (タン・ニョン中佐)
バ・ビュウ中佐 → 退役
- 第13 [マウピン] (サン・チィ中佐)
ティン・モン大佐 → 退役



その他の異動

- Director of Record Office
バ・チン中佐 → Five Star Line,
Resident Director
- ソウ・ミヤ・ティン中佐 → D S I 輸出入部長
- ボ・タウン中佐 → D S I 漁業部長
- バ・ニ中佐 → D S I の Resident Director
- チッ・カイン中佐 → 退役
- ティン・スエ 大佐 (ユーゴ)
- チヨウ・ウィン " (パキスタン)
- マウン・ルイン " (日本)
- ティン・マウン " (UK)
- チッ・コ・コ (海軍大尉) (タイ)

夫々帰国させる。

秘
封

南西アジア情報 16.3/36

在ビルマ国府軍残存部隊に対
する外国からの援助について

昭和36.2.27
南西アジア課

1. K M T に対する米国製武器補給の発見

客年11月以降、ビルマ軍は、中共軍と共同してビルマ領内タイ・ラオス国境方面に残存する国府軍部隊(略称K M T、後述参照)を掃蕩中のところ、1月26日ビルマ軍の手中に帰したK M T 根拠地ケンラップ及びモンパリャオ(別添地図参照)を2月14日ビルマ記者団が視察したところ、両根拠地には米式基地装備と設営があつた旨及びビルマ軍が U.S.A. Foreign Aid のマークを有する多量の最新式武器弾薬を鹵獲した旨が15日付のビルマ各紙に写真入りで報道された。この報道に憤激したビルマの左翼分子約40名が15日米国大使館に抗議デモを行い、同大使館



にトマトを投げつけ、指導者4名が逮捕される事件が発生した。

2. 米国製航空機の撃墜

(1) 上記報道が行われた僅か2日後の2月17日ビルマ各紙は、KMTの補給のためにビルマ領空に侵入した国籍不明の米国製航空機をビルマ空軍が撃墜した旨を報じた。右報道の内容は次のとおりである。

(1) 2月15日、ビルマ空軍の戦闘機3機は、ターチレイ西方20マイルのワンパンサン上空(注、泰緬国境付近のビルマ領空)で、KMTに補給のため侵入した国籍不明のB24型4発機1機と交戦してこれを撃墜した。同機はターチレイ南方15マイルのタイ領に墜落焼失し、乗組員は落下傘で脱出するのが見受けられた。

(2) なお、本交戦でビルマ側も1機がタイ領に墜落し、1機が損害をうけた。

(1) 翌16日朝米空軍中他1名、下士官4名及びタイ将校20名がターチレイ対岸タイ領のメサイに現われたが、墜落機の視察にきたものと見られる。

(2) 上記国籍不明機とはKMTに補給のため国府が送つたものなることが国府側より明らかにされた。すなわち、2月16日、国府大陸救済総会谷正綱理事長は、記者団に対し、同総会が政府から借上げたCAT機1機は、2月15日、ビルマ、雲南国境方面に住む大陸からの避難民に救済物資を投下すべく、同方面に向つたが、帰途ビルマ空軍によつて撃墜された旨及び同総会は、今後も同様救済物資の投下をつづけるつもりである旨語つた。

3. 米国の声明

(1) 前記1.の鹵獲米国製武器について2月17日米國務省スポークスマンは、在ビルマ米国大使に対し調査方を命じた旨を発表し、

4
次いで19日、在ビルマ米国大使館は、米
国製兵器がKMTに補給されていること
については、米国政府は全然承知しておらず、
またかかる同意を与えたこともない旨、ま
た、もし国府が勝手に本兵器をKMTに補
給していたものであることが判明すれば、
米国政府は、適当な措置をとる旨を声明し
た。

5
4 ビルマの態度

(1) 前記の米国製兵器鹵獲の報に引続く米国
製国府機撃墜事件はビルマ国民を痛く刺激
し各紙は一斉に国府及び米国が国連決議(後
述参照)に違反してKMTを援助している
ことを非難攻撃する論説を掲げた。また2
月21日ラングーン大学の左翼学生等約1
000名は米国大使館に抗議デモを行いこ
れを阻止せんとした警察隊と衝突し、死者
3名、負傷者数10名を出す事件が発生し
た。ビルマ政府は、事態が更に悪化するこ
とをおそれ、同日以降2カ月間ラングーン
市内で集会、デモを禁止する布告を発する
とともに同夜以降ラングーンの治安維持を
国防軍の手に移管する非常措置を講じた。

5 ビルマ政府の国連提訴

ビルマ政府は、2月22日、KMTに対す
る外国からの援助に関し、要旨次のごとき抗
議を国連事務総長あて打電した。

- (イ) ビルマは、K M T に対する外国基地からの武器補給が再びなされている証拠を握っている。
- (ロ) 最近の K M T 掃蕩作戦において、ビルマ軍は、多数の米国製新式兵器を鹵獲するとともに、国籍不明機がしばしば同作戦地域に不法侵入するのを認めた。
- (ハ) 2月15日午後、ビルマ空軍戦闘機3機は、国籍不明の4発機1機が泰緬国境付近の K M T に武器を投下しているのを認め、これと交戦の上撃墜したが、ビルマ側も1機撃墜、1機破損の損害を蒙った。
- (ニ) 国府側の発表は、同機が台湾を進発して K M T に武器を投下したことを立証している。また、ビルマ側のうけた損害により、同機が武装していたことも明らかである。
- (ホ) ビルマ政府は、上記の事実その他のわが領域への故意かつ敵意ある侵入並びに「各国は、外国軍隊をしてビルマ領内に残存せし

め、またはビルマへの敵対行為を継続せしめうるがとときいかなる援助も与えないよう万全の措置をとることを要請する。」という国連決議 8 / 5 (IX) の違反に対し嚴重抗議する。

6. 今後の見越し

従来KMT問題が容易に解決をみなかつた主たる理由は、ビルマの軍事能力不足のため、徹底的討伐を行うことができなかつたことおよびKMTが米国の軍援物資を豊富に補給されていたことである。しかし、前記のとおり、ビルマ軍は、中共軍の協力をえてKMTの掃蕩に略成功しつつある模様であるので、今後KMT問題解決の成否は、国府がKMTへの武器補給をつづけることに対して米国のいかなる態度をとるかにかかっていると見えよう。従つて今後ビルマとしては、KMT問題の抜本的解決のためKMTの討伐を続行するとともに、国連を中心として国際世論に訴えることにより、米国の国民政府のKMTに対する武器補給を停止せしめるよう努力するものと考えられるが、この点に関し、外電によればウ・ヌ・ビルマ首相は2月25日記者会見において、もし米国のKMTをビルマ領内から

撤退せしめるような措置をとるならば、本問題を国連において深く追及するつもりはないと語つた趣であり、極めて柔軟な態度をとつていることは注目されよう。

K M T 問題の経緯

(1) K M T は、1950年初頭ビルマ、雲南国境にあつた国府軍の一部が中共軍に追われてビルマ領シャン州方面に逃げ込み、そのまま定着した反共遊撃隊である。K M T は、ビルマ現住民から徴税し、またこれを徴募して兵力を増強し、台湾から武器、弾薬の補給をうけているといわれる。

K M T は、1951年及び52年の2回雲南省に出撃したが、いずれも失敗し、その後ビルマ領内で勢力を拡大した。1953年2月、ビルマ政府発表によれば、K M T の兵力は、12000であつた。

(2) ビルマ政府は、1953年2月以降本格的にK M T 討伐作戦を開始するとともに、同年3月本問題を国連に提訴した。同年4月、国連総会は、K M T を即時武装解除の上、抑留ないし撤退せしむることを決議し、本決議にもとづき、同年11月から翌年5月までに家族

を含む約6500名のK M T が台湾に引揚げた。

国府は、本問題発生以来、K M T とは関係がない旨をしばしば声明したが、ビルマは、K M T の背後には国府があり、更に米国の援助が働いていると睨み、対米感情が一時悪化して、1953年3月、米国との経済協力協定を一方的に破棄した。

(3) 前記撤退にかかわらず、依然K M T がビルマに残存しているとのビルマ政府の報告にもとづき、1954年10月、国連総会は、再度「残存K M T を武装解除の上抑留すること及び各国は、K M T に対しいかなる援助も与えてはならない。」旨を決議した。(前記ビルマ政府の国連事務総長あて抗議は、本決議を引用した。)

その後、K M T は、再び兵力を増強し、ビルマ軍累次の討伐にかかわらず、巧みにこれを廻避しつつ残存してきたが、1959年2

記録班

A 43/19
41.01.8

秘
封

南西アジア情報 № 4/36

セイロンにおけるシンハラ語公
用化法案実施をめぐるシンハラ
タミール両種族の対立について

昭和 3 6.28
アジア局南西アジア課

序

セイロンにおいては総人口938万人(1958年末推定)のうち、アリアン系のシンハラ族は約650万人で総人口の約60%を占め、ドラヴィタ系のタミール族は約220万人で総人口の約23%を占めて、これに次いでいる。従来より英語が公用語であつたが、実際にはシンハラ族の間にはシンハラ語が、またタミール族の間にはタミール語が主として用いられてきた。1956年4月成立したバンダラナイケ内閣は多数民族の言葉であるシンハラ語を公用語とするため、同年6月、シンハラ語公用化法案を国会に提出し、同法案は同月国会を通過した。これに対し、タミール族はタミール語をも公用語とすべきことを強く主張したため、シンハラ

2

タミール両種族間に対立が激化した。政府は、1958年9月 Tamil Language Act (ある程度タミール語の使用を認めた立法措置)を成立せしめ、タミール側のかいじゆうを策する一方、1959年3月、政府に治安上の強力な権限を付与することを骨子とする公共治安法改正案を成立せしめ、これに基づき非常事態宣言を解除する等の対抗措置を講じた結果、表面上は一応紛争が收拾されるに至つた。(以上南西アジア地域重要情報第1号、第3号、第8号(以上昭和33年発行)及び第18号(昭和34年発行)参照)

1. しかるに昨年7月成立したバンダラナイケ夫人を首班とする自由党内閣が前記シンハラ語公用化法案に基づき(注・参照)本年1月/日、同日以降シンハラ語の公用語化を実施する旨発表したことから、タミール族は連邦党を中心として、猛烈な反対運動を展開するに至

RA'-0269

0128

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

り、両種族間の紛争は再度激化の様相を呈するに至つた。

(注)シンハラ語公用化法案は1960年末までに公用語の完全実施を規定している。

2. 前記公用語化の実施発表に先立ち、バ政府は、昨年12月中旬、前記の Tamil Language Act に基づき、本年1月1日以降においても、ある程度タミール語の使用を認める具体的事例(たとえばタミール族の主たる居住地である北部及び東部州にある公共団体は中央政府とタミール語で文通しうること並びに裁判所を除き両州にある中央政府事務所に対する文書による申請はタミール語で行なうこと等)を列挙した The Tamile Language Regulations を国会に提出したが、あくまでもタミール語も公用語とすることを主張する連邦党は勿論、シンハラ過激派も軟弱な妥協策なりとして猛反対したため、審議困難に陥り、同 Regulation は一応棚上げとなつた。しかし

ながら政府は既定方針どおり本年1月1日より公用語のシンハラ語への切換えをあくまで実施する意図のもとに、同 Regulation に代わるものとして、(イ)政府会計文書の英語からシンハラ語への切換えに3年の猶予期間を設けること。(ロ)公務員の採用試験にシンハラ語の知識を必須条件としないこと等種々の措置を決めた後、前記のとおり、本年1月1日、同日以降シンハラ語の公用語化を実施する旨の発表を行なつた。

同発表にあたり、臨時首相代理 C.P.de Silva 農相(当時バ首相渡印中)及びフェルナンド法相は特に談話を発表してセイロンが400年振りに再び多数民族の言語たるシンハラ語を公用語として定めるに至つたことを祝するとともに、政府は少数民族たるタミール族の立場をも十分尊重してフェア・プレーに徹すべきことを強調したことが注目される。

3. これに対し、連邦党は昨年7月、現政府誕生以来、政府が言語問題で相当程度まで歩み寄りを行なうものとの見通しに立ち、かなり親政府的態度を示してきたが、同年12月に入り、政府がシンハラ語の公用語化を実施する腹であることを確認するや、明白な反政府的立場に立ち、本年1月2日、北部及び東部州において、一斉ストライキ（銀行、会社等の閉鎖）を指導した。

同ストライキは暴動等の不祥事件を何ら伴わず、平穏裡に終了したが、連邦党は上述の平和ストライキの成功にかんがみ、更に

Jaffna, Tricomalee, 北部及び東部両州
Baticcaloa
にあるシンハラ語を公用語とする政府事務所にピケットを行なう等暴力を伴わない非協力運動を推進する態度を決め実施に移した。

4. しかしながら、タミール族の反シンハラ運動は2月20日に入り、両州の中央政府事務所の執務を妨害する実力行使に発展したため

同日ジャフナ市において警官との間に小競合いが発生し、若干のけが人を出すに至った。反シンハラ運動はその後も学生及び婦人を加え、両州における中央政府事務所に対するピケットの形で引続き行なわれ、同事務所は全く執務停止状態に陥いつた。事態を憂慮した政府は3月1日、陸海軍部隊を北部州ジャフナ市及び東部州パチカロア及びアンパライ両市に配備し、警戒に当らしめた。しかし軍隊の派遣はかえつてタミール側の結束を固めるに役立つのみならず、タミール以外の一般世論の不評を買うに至つたため、政府は3月3日、市内警備中の軍隊を兵營に戻す措置をとるの止むなきに至つた。

5. バンダラナイケ首相は3月4日、英連邦首相会議に出席するためコロンボを出発するに際し、反シンハラ運動を中止すれば、帰国後（3月23日予定）言語問題を再考し、タミール側と話し合いを行なう用意ある旨を声明し

たが、これに対し連邦党側は問答無用との強硬態度を持し、3月26日より更に反シンハラ運動を拡大する旨述べている。

このような連邦党側の強硬態度に対し、3月15日デ・シルバ首相代理は議会において政府は公共治安法改正案に基づき、紛擾地域に緊急事態宣言を行なうことも辞せずと述べた他、シンハラ過激派の一部も政府に強硬態度を迫る動きを見せているため、バ首相帰国後、政府が如何なる程度本問題の解決に一步を進めうるか予断を許さざる状況となつている。

6. 本問題に対するセイロン主要新聞の論調は
 レークハウス紙（保守系）が単に公用語の切替により、官庁事務の遅滞が生ぜざるよう注意すべしというが如き論旨に終始しているのに対し、タイムス紙（中立系）は本問題の重要性を取り上げ、政府は真の意味の国民的統一を目標とする以上、少数民族に不当な圧迫

を加えざるよう、また再び1958年の惨劇を繰返すことなきよう思慮分別ある措置をとることを要望するとともに、タミール族側に対しても、自重を望んでいる。

文官長 *pd*

極秘

南西アジア情報 5 / 36

印中国境紛争の最近の情勢について

昭 36.4 / 5
南西アジア課

一、印中两国政府混合委員会報告書発表

1. 紛糾を重ねる印中国境問題に関し、何等か解決の方途を見出すため、昨年4月19日から同月26日まで、ニューデリーにおいてネルー、周両首相の会談が行われたが、双方の主張は依然真向うから対立し、結局、当面の策として 两国政府関係者より成る混合委員会を設け、地図、公文書、その他歴史的データを更に検討せしめ两国政府にその報告書を提出せしめることとなつた。

(国際週報 579号参照)

2. 上記決定にもとずき、インド政府より外務省中国部長 J. S. Mehta 他4名、中共政府より外務省第一亜州司司長章文晋他3名がそれぞれ混合委員会構成員に任命され、

2

その第一回会議は6月北京において、第二回は9月ニューデリーにおいて開催された後、第三回会議(最終回)が11月7日から12月12日までラングーンにおいて開催され、その結果、两国代表は两国政府に対する報告書を作成し、12月12日これに署名した。

本報告書は2月インド政府により全文公表されたが、本報告書の中インド側の主たる主張及び見解要旨は下記のとおりである。

なお、中共側はこれに対し、未だ何等の反応を示していない模様である。

(1) 中共とインドとの間に国境紛争が惹き起されたのは1959年9月である。中共はそれまでインドに対しインドの伝統的国境線を常に容認すると信ぜしめるようみせかけていたのである。混合委員会において、中共は、两国の国境は未確定であり、従つて两国は協議によつてこれ

RA'-0269

0132

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

を決定する必要があるとして、その交渉の基礎として周首相の提案した Six points of proximity (後記注参照)によつて解決を計るべきことを主張し、これに対しインド側は、既にこの原則は、さきにネルー首相によつて、インド領土の不法占拠を含む現状の承認の要求であるとして拒否されていることを指摘し伝統的国境線こそ有効であることを強調した。

注 昨年4月のニューデリー会談において周首相が提案し、会談後記者会見において発表されたもの、即ち中共側としては印中紛争で両国が共通に考え得る問題点は次の6点で、これらは協議によつて、Reasonable な解決が可能であると考えている。

- (1) 両国間には国境に関する紛争が存在する。
- (2) 両国間には各自が行政管轄権を及ぼしている現実の支配線が存在する。

(3) 国境劃定に当つては、分水嶺、河川、けい谷、峠等の地理上の原則が全国境線について等しく適用されるべきである。

(4) 紛争解決に当つては、ヒマラヤ、カラコルム山脈に対する両国国民感情を考慮せねばならない。

(5) 紛争解決の討議が行われている間、両国はそれぞれの現実支配線を越えてはならず、解決の前提条件として領土権の要求をしてはならない。

(6) 討議を円滑に進める上に国境地帯の平和を維持するため、両国の出先官憲は国境線をパトロールすることを差し控える。

(2) 中共は、交渉中屢々中共とビルマ及びネパールとの国境協定を引用したが、その基本原則はヒマラヤ山系によつて形成された分水嶺に沿つて国境線が確定され

ていることである。この基本原則こそインド側の自然的条件に沿つて伝統的国境線を確立した立場であり、この意味において中共が国境協定の雛形及び自己の立場の擁護として提出したビルマ、ネパールと中共との協定はインドの立場の妥当性を擁護するものである。

- (3) 中共は、インドの伝統的国境線を確立するため提出した証拠は、イギリス帝国主義の野望を示すに過ぎないとして、その証拠価値について異論を述べながら中共側もイギリスを出所とする証拠を提出しているが、インド側は、これとともにイギリスの統治以前の資料及びフランス、ドイツ及びイタリアを出所とする資料も提出した。更にインドは、19世紀以来現在の係争地域に関して、インド領土として法律を制定した記録及び公文書を提示しており、1947年独立以来インド政府はインド領土の境界を公式に声明し、

インド憲法は現在中共が要求している地域を領土として規定している。しかしながら中共は、これに対し如何なる意味においても抗議を申入れたことはなかつた。

- (4) 中共のインド領土に対する要求は、50,000平方哩に及んでいる。その中ラダク地域においては、中共は1959年度発行の地図によつて、12,000平方哩を要求しているが、これは周首相が、かつて西部国境を示すために引用した1956年度発行地図より更に数千平方哩拡大されている。この地域は Demchak の12平方哩を除き中共の占領下にある。中共はカシミール問題に容喙し更に1960年4月周首相は、インドとブータン、シッキムとの関係を承認したが、これに違背する主張を行つた。
- (5) 中共の主張は事実上及び論理的な矛盾を含んでいる。

例えば、前述(4)の如く、中共側会議に提出した地図は1959年度で1956年度と相違しており、また Demchak の位置が座標に一致しない。中共はラダクは、19世紀中葉までチベットの一部分であったと主張したが、他方17、18世紀においては、チベットから分離していたとの証拠を提出した。更にチベットは中国の主権の下にあり、他国との交渉権はないと主張しながら、チベット代表者が国境紛争を解決するため交渉を行ったこと等を引用し、またインド、チベット国境問題に関しチベットの文書を提出し国境地域に対するチベットの要求を引用した。

- (6) 今次会議において提出せられた両国の立場を支持する文書及び資料についてインド側の報告によればその要点は次のとおりである。

- (1) インド側の証拠は実質的な価値が高いこと。
- (2) インド側の伝統的国境に関し伝統、慣行及び行政権の行使の事実及び資料によつて確認せられている。
- (3) 中共側の証拠は乏しく、かつ不正確で年代が新しい。(提出証拠件数インド側630、中共側245)

三、報告書公表に伴うインド国内の反響

1. この混合委員会における討議交渉の結果インド側は益々自国側の立場の正当性に確信を有するに至つたものとみられ、ネルー首相は2月20日議会において、委員会におけるインド側官吏代表団の労苦と業績を賞賛するとともに、「印中国境は既にはつきり定つており、このことはさきの委員会会議において証明された。中共がインド領土より撤退し、インドの立場を大巾に容認しない限り、問題の解決はあり得ない」旨強調した。
2. これより先ノ月、グジラト州バブナガールで開催された国民会議派年次大会において、印中国境問題に関し「領土を保全し、辺境防衛を固め、侵略はこれを断乎として排除すべき決意を再び明らかにする。中共のインド領侵犯は、両国が互に誓つた共存主義に違反し、又かかる中共の行動は、世

- 界平和とアジアの協力安定を損うものである」旨の極めて強硬な決議が行われている。
3. また、インド共産党は、前記報告書公表後数日を経ずして、その全国評議会において、政府の国境政策を支持する旨の決議を採択したがその決議において、前記両国交渉に言及し「印中両国官吏代表団が国境問題の討議、報告書作成の過程で双方の立場を証明するために莫大な資料を集めたものと了解する。インド側でまとめられた資料は、インド国民の信ずるインドの主張立場を強めさせるものである。しかし中共側は中共主張の正当性を証明するため、自己の集めた資料によつてインド側の正当性を否定したものと了解する。結果は両国官吏代表団交渉の行詰りであり、この行詰りは両国政府の政治的交渉によつてのみ打開しなければならない」と述べている。

なお、このインド政府の国境政策を支持

する共産党の決議は、党内中共派が勢力を失墜したことを物語るとともに、明年の総選挙を控え、衰退した党の人気の回復を企図したものとみられている。

三、中共とインド隣接国との国境問題

前記の如く印中国境問題自体は膠着状態にあるが、他方中共は下記のとおりインド隣接諸国との国境劃定を着々と進めており、その都度インド側の反響を巻き起すとともに、官民の反中共感を強める結果となつてきている。

1. ビルマに対しては、昨年1月28日北京において、ネ・ウィン・ビルマ首相と周首相との間に両国の国境に関する協定（国境問題に関する双方の主張を妥協調整の上、国境劃定の基本ラインを設定したもの）が調印され、その後両国政府は、全国境の現地劃定作業の終了をまつことなく、問題になつている箇所についての国境劃定の終了をみて、昨年10月1日国境条約が調印され、本年1月4日発効した。（南西アジア情報35年13号参照）

これに対しインド政府は、12月上記条約の付屬地図中中緬国境西端 Talu Pass 付近

において約8哩インド領土を侵害しているとして中共及びビルマに対し抗議を発したと伝えられている。

2. 昨年3月21日には北京において、コイララ・ネパール首相と周首相との間に、ネパール・中共間の国境協定が調印され(南西アジア情報35年8号参照)、同協定にもとづき、中国・ネパール合同国境委員会によりその国境劃定につき、第一回会議は昨年8月から10月までカトマンズにおいて、第二回会議は12月から北京において開催され、本年2月6日双方一応合意に達したと伝えられている。

3. 本年1月17日インド各紙は、パキスタンのカディール外相が1月15日「中共は、パキスタン・中共の国境線を劃定したいとのパキスタンの要求に原則的に同意した」と言明したことを大きく報じ、この言明のパキスタン・中国国境とはカシミールと中

国の境をさすものであり、これはカシミールに対するインドの正当な主権を侵害するものとして非難している。

(注) アユーブ大統領は、1959年在北京パキスタン大使館を通じ中共側に対し国境劃定交渉開始方申し入れていた。パキスタン政府の担当官の内話によれば、主たる対象地域はギルギット北部と新疆省との間の模様である。

4. 上記一連の事実に関し、インド外務省事務当局筋は、要旨次のとおりその見解を内話した趣である。

(1) 中共が最近ビルマ・ネパールとも国境を劃定し、今またパキスタンとの間に同種交渉に入る動きを示すようになってきたのは、中共がインド以外の東南アジア諸国との交渉を友好裡に行なうことにより、インドのみが対中共関係において非友宜

的であるような印象を与え、ひいてはインドを孤立化せんとするものとみられる。

- (2) 中共ならびにパキスタンはカシミール（たどえ一部であつても）の国境に関する交渉を行なうことにより、カシミールをインドの領土として認めていないことを示さんとしている。
- (3) パキスタンとしては、ケネディ新政権がインドに対して非常に友好的な態度に出ることを面白く思わず、中共と取引することにより、米国新政権を牽制し、そのパキスタン援助等を有利に持つて行かんとする考慮にでたものと思われる。
5. 上記ビルマ、ネパール及びパキスタンに対する関係の他に中共は、ブータンに対しても働きかけ、本年1月30日ブータン国王は、中共は王地区合計300平方哩を要求してきたところ、この要求は不当であり、国境問題について中共と直接交渉を行なう意志はな

い」と発表した。中共側の提案はブータン首相に対し非公式に行なわれた模様であるが、たとえ非公式であつても中共がブータンに、インドを経由せず直接交渉を呼びかけたことはインドに対し相当な衝撃を与えた模様である。（後記注参照）

ブータン王は、その後ニューデリーに赴き国境問題に関しネルー首相と会談した後、ブータンの北部国境のいかなる問題をもインドが中共と討議するようインド政府に勧告した旨発表し、ネルー首相は2月15日インド下院において「インドはブータンの防衛に全責任を負うであろう。ブータンに対するいかなる侵略もインドに対する侵略とみなす」と述べている。

「注」 1948年8月8日調印のインド・ブータン友好条約第二条におけるインド政府の考え方及び取扱方が「ブータンの外交はインドの助言を求め

てそれに従つて行動する義務を有する」とするもので換言すれば「インドはブータンの外交をコントロールすることとしていることによるものである。

四、結語

以上の如く国境問題をめぐる印中関係は依然紛糾を重ねており、インド政府は北部国境防衛力増強に力をそそぎ、一方国内在留中国人の動きを警戒し既に69名の退去命令を発出している。インド外務省事務当局は印中国境紛争は、legalなものではなく、全く政治的なもので、その解決のためには政治的な歩みよりしかないと考えている模様であるが、インド政府としても明年の総選挙を控え、常に国民感情を重視せざるを得ず、中共の大巾な譲歩がない限りこの膠着状態は当分続くものと思われる。

文書課長

南西アジア情報 166 / 36

ウ・ヌ、ビルマ首相の雲南訪問に
ついて

36. 5. 10
南西アジア課

1. ウ・ヌ、ビルマ首相は、夫人、令息、令嬢及び随員若干名を伴い、4月6日から16日まで雲南省各地を訪問した。本訪問は、本年1月初旬周恩来中共首相がビルマを訪問した際同首相から招待されたものであつて、表向きはウ・ヌ首相の私的休暇旅行となつてゐるが、李駐ビルマ中共大使が同行したこと、往復には中共政府が差向けた専用機が用いられたこと、周恩来首相及び陳毅外交部長が態々雲南省に出向き、両首相の間に会談が行なわれ、かつ、共同コミュニケが発表されたことにかんがみ、実質上は公式訪問と何ら異ならない。両国首相の会談内容については詳らかでないが、本会談においてラオス問題、KMT問題、辺境少数民族問題及び両国経済協力問題がと

2

り上げられた模様である。

2. ウ・ヌ首相一行の雲南省における動静は次のとおりである。(別添地図参照)
- (1) 4月6日雲南省保山に到着、同地州長に招待さる。
 - (2) 4月7日大理市到着。4月8日陳毅外交部長と会談、同地州長に招待さる。
 - (3) 4月11日、楚雄に到着、同地州長に招待さる。
 - (4) 4月12日、昆明市に到着、周恩来首相と会談、省長に招待さる。
 - (5) 4月14日、瀾滄州長に招待さる。
 - (6) 4月15日、周恩来首相、陳毅外交部長と允景洪で水祭に参加。
 - (7) 4月16日思茅出発、ラシオに到着。
3. ウ・ヌ、周恩来両首相は、4月16日、ウ・ヌ首相の帰国に際し(イ)ラオス問題については14カ国会議を即時開催すること。(ロ)KMT問題解決のための中緬両国が協力すること。

RA'-0269

0141

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(ハ) 中共借款による計画実施のため、相互に農工業技術専門家代表団を派遣すること等同意する旨の共同コミュニケを発表した。同コミュニケ詳細は別紙のとおりである。

4. 前記共同コミュニケは、18日のビルマ各紙に報道されたが、これに対し野党A F P F L 総裁ウ・バ・スエは、18日共同コミュニケ中のK M T問題解決に関する中緬両国の協力とは如何なる方法によるものか。政治的或は財政的、若しくは軍事的協力が考えられるが、もし軍事的協力を意味するならば、これはビルマの中立主義外交政策に反するもので重大な問題であるから、この限りにおいて両国の協力には反対する旨声明した。

また、18日以後のビルマ各紙も前記中緬協力問題には疑問があり、冷戦にまき込まれる危険ありとして警戒する態度を表明した。

5. ウ・ヌ首相は雲南省訪問から帰国後、4月25日の定例記者会見において同訪問について要旨次のごとく語つた。

(イ) K M T問題に関し、中共との間に何らの秘密取極めはなく、共同コミュニケに謳つた協力とは、現在ビルマがタイとの間に行

なっているようなKMT関係の情報交換及び中共領内に逃げ込んだKMTの取締りに関する協力であつて、ビルマの中立主義に何らの影響を及ぼすものでもない。軍の報告によるとビルマ領内残留KMTの総数は500乃至600名であるから、もはや脅威的存在ではない。

- (4) 中共借款に基づく諸計画を調査するため、中共技術専門家の派遣を要請したところ、ビルマよりKTA報告書(ビードウタ計画基礎調査報告書)、土地利用報告書、経済白書等を中共に送付し、中共専門家がこれを研究した上、7月頃右専門家が来緬することになった。また同借款は一部工業建設に使用される他は大部分灌漑用ダム及び貯水池建設に使用される予定である。

別紙

中緬共同コミュニケ要旨(1961.4.16於雲南省)

- (1) 両国総理は当面する重大な国際問題並びに両国間友好協力の増進について友好的会談を行ない意見の一致を見た。
- (2) 両国総理はラオスの情勢に深甚なる関心を寄せ、ラオスは1954年のジュネーヴ協定に基づき、独立し、統一された平和なかつ中立の国であらねばならぬという中緬両国の一貫した主張を再び述べるとともに、ラオスの独立自主、民族の和睦と平和を保障するためには、カンボディア提案の14カ国会議の即時開催が必要であることを確認し合つた。両国総理はこの会議を通じラオス人民の希望が実現され、東南アジアに平和な中立地域が拡大されることを希望する。
- (3) 両国総理はまた、ビルマ領内に残存するKMT問題について話し合つた。これらKMT残軍は、ビルマ連邦のみならず、中華人民共和国にとつても大きな害を及ぼすものである

から、両国総理は、両国政府が必要と認めた場合には協力してKMT残軍問題を解決することに同意した。

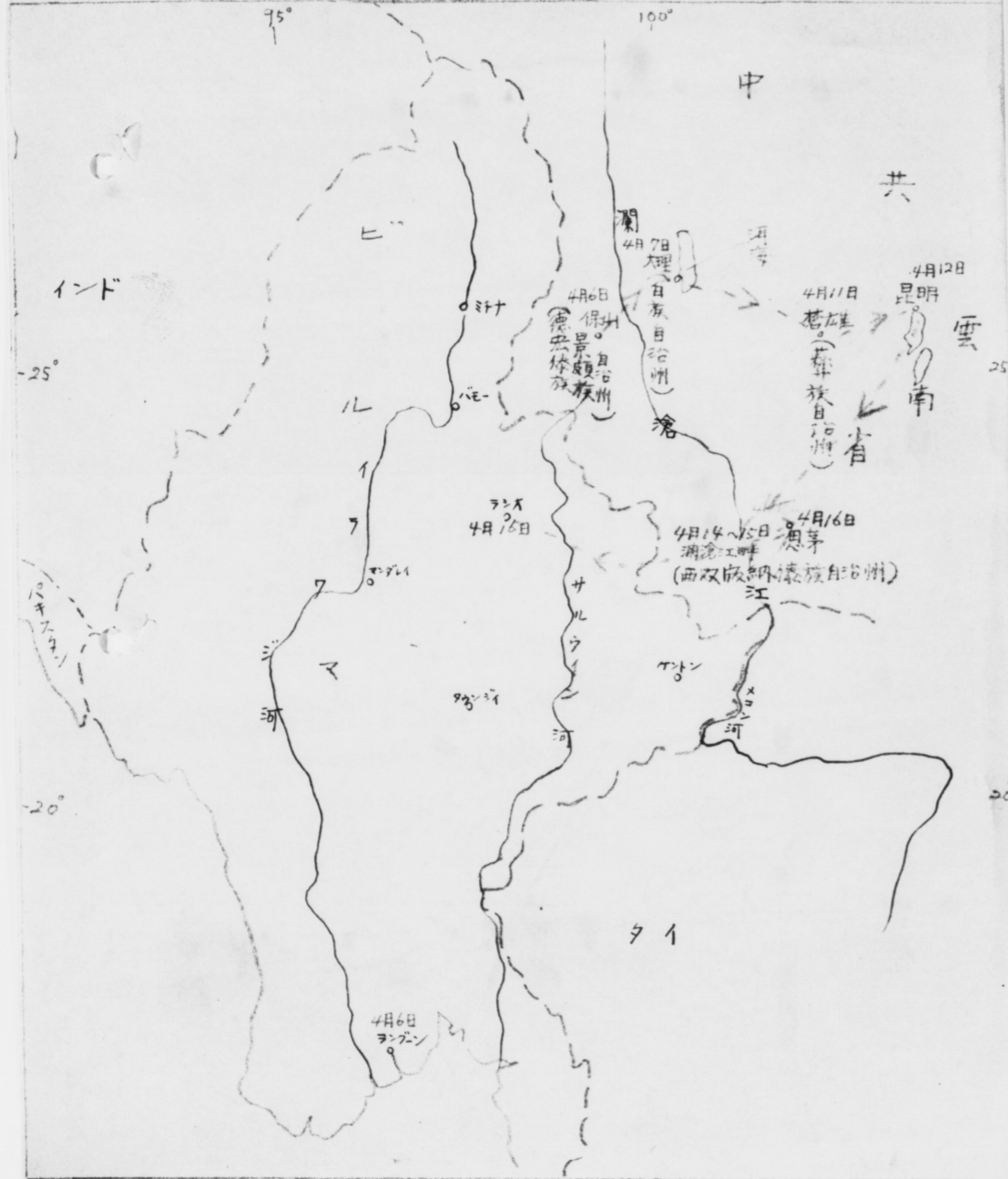
- (4) 両国総理は両国間の経済協力に関し意見を交換した。両国政府及び人民はそれぞれの経済建設を実施すると同時に相互に援助し、相互に学び合つてゆくことは平和共存五原則の具体的表現であり、また両国人民の利益とも完全に一致するものであることを両国総理は認め、このため中華人民共和国政府はビルマ政府の要請に応じ、近い将来技術専門家よりなる代表団をビルマに送り、本年1月両国政府間に調印された経済、技術協力協定に基づき、ビルマ政府代表との間で、ビルマ4カ年計画の工業、農業、水利、水力、発電、交通運輸等各方面にわたり中国が援助すべき項目を具体的に話し合うことに同意する。

同時に中華人民共和国政府は、ビルマ連邦政府が派遣する農業代表が雲南省に来て農業

生産及び農業機械等を見学することに同意し、また、ビルマ政府も雲南省から農業代表団がビルマを訪問し、その農業生産及び熱帯作物等を視察することに同意する。

- (5) 今回の訪問期間を通じ、ウ・ヌ総理は雲南省各民族人民の熱烈なる歓迎を受けた。両国総理はこの種の心からなる訪問と熱烈な歓迎が両国人民の親戚のごとき友情を如実に証明していることを認めた。両国総理は、ウ・ヌ総理の今回の雲南省における親戚知友訪問が疑いもなく中緬両国間の友誼をさらに一歩発展せしめ、鞏固ならしめたものと信じている。

スズ首相雲南旅行足どり



文書課長

南西アジア情報 7/36

米国副大統領の訪パに際する
ドーン紙の社説について

36.5.29
南西アジア課

今般在パキスタン島津大使からの報告によれば、ジョンソン米副大統領の訪問にあたりパキスタンの英字紙「ドーン」は「友人より友人へ」と題する社説を掲げ、米国の反省を求めているが、その要旨は次のとおりである。

「パキスタンは米国の同盟国であるにも拘らず、非同盟国たるインドに比して、経済的にも又政治的にも米国より不利な待遇を受けており、同盟国たることに疑問が生ずるのみならず、就中カシミール問題について米国及び西欧諸同盟国がパキスタンを支持しえないのは、最大の背信行為であり、米国が単に共産主義の悪とのみ戦い、共産主義以外の悪（特にインドのカシミールに対する侵略行為）を

RA'-0269

0145

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

容認するのみならず、却つてこれを支持する
という態度をとり続ける限り、米国は、その
富と武力をもつてしても失敗するであろう」
同社説は米国に対するパキスタン官民の大方
の感情を反映するものとして注目されるので、
以下、上記島津大使の報告を御参考までに配付
することとした。

南西アジア課長

第376号公信写（昭和36.5.23付）

小坂外務大臣あて 在パキスタン島津大使発

米国副大統領の訪バに際する
ドーン紙の社説に関する件

ジョンソン米国副大統領のパキスタン訪問の
当日、20日付ドーン紙は「友人より友人へ」
と題する長文の社説を掲げ、米バ関係の在り方
につき下記の如く論評しているので、なんら御
参考までに報告する。

記

1. パキスタン外交政策が漸次米国および西方
諸国より離れつつあり、漸次中立主義へ移行
しつつありとの印象は訂正されなければなら
ない。パキスタンがその独立後回教諸国との
同胞的ぢん帯を強化し、ついでその理想と主
義を同じくする西方諸国と緊密に提携し、自
由と世界平和の防衛のため同盟締結へと進ん
だことは極めて自然なことであつた。パキス

タンの歴代内閣は何れもこの政策の遂行に国民の完全なる支持を得ることが出来たし、またパキスタンはその義務履行に関し極めて忠実であつた。このためパキスタンは自然ソ連政府の敵意を招くことともなつた。中共との外交関係を樹立したにも拘らず、パキスタンは中共の国連加盟問題については常に米国を支持してきた。パキスタンはこのため精神的基盤を同じくする若干の国との関係さえも悪化させた程である。

2. 然るに西方諸国特に米国はその義務に忠実であつたか？この点はパ国民にとり極めて disturbing な点であり、所謂 wind of change にまで発展しかねない焦燥感がパ国民に抱懐されるに至つている。はつきり言つてパキスタンの友邦および同盟諸国はその行ふべきことを行つていないと言ひ得る。大多数のパ国民は同盟諸国がその同盟者たるパキスタンに対しなすべからざることをしている

とまで感じている。

3. 正直に言つてアイゼンハウア政権の後期特にダレス國務長官の死去後すでにかかる不幸な傾向が始まりつつあつたことを認めざるを得ないが、特にケネディ政権の出現以来かかるパキスタン人の気持は一層強まりつつある。パキスタン人の胸間にある最大の問題は、一体米国との同盟国であることとないことの間になんらの相違もないのではないかという疑問である。中立主義を掲げるインドがラオス問題の平和的解決に関し指導的役割りを果たしつつある一方、S E A T O の加盟国として一朝有事の際にはラオスのジャングルにまでその軍隊を送らなければならないパキスタンは back bench に座つて、インドが平和指導力として陽光を浴びるのを眺めているのみである。

4 かかる批判に対して、パキスタンは同盟の代償として多額の経済および軍事援助を得ており、共産主義の侵略に対し、その国境の安全を保障されているのではないかとの答えが直ちになされると思うが、今やパキスタン人はかかる議論を納得するものではない。

パキスタン人は米国その他の諸国より受けた経済援助および軍事援助を忘れるほど忘恩の民ではない。しかしながら経済援助について言えば、それは被援助国を益するのみならず援助国自体の経済をも益するものであり、米国援助の60%ないし70%が米国経済に還元するものであることを知るべきである。特に Buy American 政策によりこの比率は高まっていると言われる。

第2に問わねばならないことは右の援助が同盟関係にのみ特殊なものであるか否かの点である。同盟国、非同盟国の別は米国の考えおよびその政府立案に影響がなく、何十億の

援助資金が中立主義諸国に与えられている事実である。

第3に指摘すべきことは、米国の非同盟国が経済援助の美名の下に多額の軍事援助を受けている事実である。このため中立主義諸国は他陣営の怒りを買うこともなく、却つて同陣営よりも多額の援助を受けていることである。

第4に防衛協定の有無にかかわらず、共産主義の侵略に対し米国がインドを防衛することは確実であるということである。

5 従つて同盟国と非同盟国の違いは何処に存するのかとのパキスタン人の疑問が生じてくる。さらに悪いことにはインドはその中立主義 Non-commitment の立場にもかかわらず同盟国なみの利益を受けているのみならず、米英その他西方諸国より強く政治的支持を受けており、反面パキスタンはその同盟関係にもかかわらずなんらその政治的支持を得ていないと

6
いう事実である。米国の政策はネール首相の頭上にアジアのリーダーシップの王冠を与えんとするものであるが、これは米国の同盟国の見解および感情を無視するものである。

6. 最後に米国および西方諸国がカシミール問題に関し、同盟国たるパキスタンを支持し得ないことは最大の恥すべき背信である。事実米国人は、カシミール問題を口にするこゝとさえしなくなっている。最近ハリマン氏がカシミール問題の質問に対し採つた冷淡な態度はパキスタン人の口に苦い味を残している。

われわれはカシミール問題に関する米国政府の立場如何と再びジョンソン氏に質問する。

米国のキューバに対する態度はそのままカシミールにも通じるものでなければならない。たんに共産主義の悪とのみ戦い、共産主義以外の悪はこれを容認するのみならず、却つてこれを支持するということであれば、米国はその歴史上最大の誤りをおかしていること

極秘

文書課長

南西アジア情報167/36

ビルマの仏教国教化及び少数民族
問題について

昭36.8.8
ア 西

ビルマにおいては、目下仏教国教化問題及び少数民族の Federal Union 提案問題が重要国内問題となつており、近く開会予定の国会において、波瀾が予想されている。

これら問題の概要は次のとおりである。

1. 仏教国教化問題

(1) ビルマ憲法は信仰の自由を保障しているが、全人口の約85%が仏教徒であることから仏教の特殊的地位を承認している。

(注) ビルマ仏教界の中心機関である「ビルマ連邦仏教会」は、特別の法律にもとづいて設置され、国庫から多額の補助をうけている。

(2) 従来ビルマにおいて、主として僧侶の間に仏教の地位を更に高め、これを国教化せ

んとする要望が熾烈であつたが、歴代内閣は、ビルマには他宗教を信ずる多数の少数民族がいるので、国家の団結強化の見地から、あえて本問題を積極的にとりあげなかつた。

- (3) 1958年10月より1960年4月までの軍部内閣当時ウ・ヌ現首相は、暫く野にあつたが、かねて仏教熱心な同首相は、1960年の総選挙に仏教国教化を選挙公約の1つに掲げて出馬し、国民多数の支持をえて、同年4月再び政権の座に復帰した。
- (4) ウ・ヌ内閣の仏教国教化に対し、国内世論は、概ねこれを歓迎しているが、憲法改正のための国会対策において、同内閣は、次のごとき難関に直面している。
- (1) 主にアニミズム(精霊崇拜教、全人口の約5.2%)を信ずる少数民族代表は、仏教国教化に反対しており、後述のごとく一部少数民族代表議員は、本問題を

Federal Union 提案のバーゲン材料に利用するおそれがある。

- (2) 次にビルマの人口の約4%を占める回教徒は同国の経済界及び知識層に信者が多く、仏教国教化に強く反対しており回教徒である工業大臣ウ・ラシッドの去就が注目されている。
- (3) 与党内部には、かねて党人派であるタキン派と官僚、軍人派であるウ・ボ派の間に勢力争いが行われてあり、ウ・ヌ首相は、ウ・ボ派に加担しているので、タキン派が仏教国教化に全面的に賛成するか否かは疑わしい。
- (4) ウ・ヌ首相は、仏教国教化に関し、野党の協力をも求めているところ、野党特にA F P F Lは、従来から、仏教国教化は、宗教を政治に利用するものとして反対の立場をとつている。
- (5) ウ・ヌ内閣は、8月中旬開会

予定の国会に仏教国教化に関する憲法改正法案を上程し、その成立を期しているが、前記のごとき国会内外の反対気運及び後述の国会勢力の現状にかんがみ、本法案の成立は樂觀を許さない状況である。

(注) ビルマ憲法によれば、憲法改正のためには法案の形式をとり、これを国会に上程して、上下両院の可決を経たる後、両院合同協議会にかけ、在任議員の3分の2以上の賛成をえなければならぬ。

(6) 現在ビルマ国会の政党別勢力状態は、次のとおりである。

- (1) 下院 (定員 250、現在員 243)
 - 与党 (連邦党) 161
 - AFPFL 44
 - 野党 (少数民族代表) 38
- (2) 上院 (定員 125、現在員 123)
 - 与党 (連邦党) 58

	AFPFL	34
野党 (少数民族代表)		31

従つて、ウ・ヌ内閣が本法案を成立せしめるためには、在任議員の3分の2即ち244名以上の支持が必要であり、このために与党全員のほかに野党から25名の支持者を必要とするところ、問題の成否は、ウ・ヌ首相の党内統制力と野党に対する政治的手腕にかかっていると見える。



2 少数民族問題

- (1) ビルマは、人口約2000万のうち、約1400万がビルマ族で、最大多数を占めているが、このほかにカレン族(約150万)、シャン族(約120万)、カチン族(約40万)、チン族(約35万)その他多種多様な言語、風習、宗教を異にする少数民族が居住している。
- (2) 英国統治時代には、ビルマ族が主に居住する中部ビルマの地域(ビルマ本部という)と前記少数民族が居住する辺境地帯とは、別個の行政区域に分たれ、かつ、これら少数民族に対し、所謂分割統治が施行された。
- (3) 戦後、ビルマ族を中核とする指導者達は、対英独立運動において、英国依存の傾向のある少数民族を糾合して、その協力を必要としたため、1947年当時ビルマ仮政府の首相であつた故オン・サン將軍は、シャン州バンロンに各少数民族代表を招集し、

かれらの協力をうける代償として、ビルマ独立後主要少数民族に広汎なる自治を与え、かつ、将来ビルマから分離独立しうることを約束した。

- (4) 独立後ビルマは、憲法をもつて、ビルマは、ビルマ本部、カチン、シャン、カヤ、カレンの4自治州及びチン特別区からなる連邦(Union)と定め、憲法施行後10年を経過すれば、(即ち1958年4月15日以後)各自治州は、住民投票の結果により、ビルマから分離独立しうる旨を規定した。(別図参照)

(注) 自治州と特別区の地位には差意はないが、特別区は、分離権が認められない。

- (5) しかし、ビルマの連邦制は、元来ビルマ族優先の思想の下に定められたものであつて、連邦政府は、国防、外交、財政、経済開発等広汎な権能をもち、ビルマ本部を直

轄するが、州及び特別区は、自己の領域内の第1次産業、運輸、通信、一部の課税等を司るに過ぎず、州及び特別区の財政は、専ら連邦政府の交付金に依存し、開発計画の面においても、恩恵をうけるところが少ない状態である。

(6) 1958年成立した軍部内閣は、1958年4月、シヤン州及びカヤ州の土侯の世襲特権（上院議員となりうる権利、行政裁判権、一部課税権）を廃止し、1960年1月にはカチン州及びシヤン州の国境地区行政権を向う7年間連邦政府の直轄下においたので、少数民族のビルマ族に対する不信と不満の念が益々高まった。

(7) ビルマにおいては、独立前から、カレン族防衛同盟（KNDU）及びモン族防衛同盟（MNDU）等一部少数民族の反政府武力運動が行なわれており、同国の治安不良の大きな原因をなしている。なおシヤン州においても独立以来小規模の反乱

活動があつたが、1959年末以来軍部内閣退場の空気が現われた頃から、漸次活潑となつた。

(8) ウ・ヌ首相は、かねて少数民族の協力をうるため、総選挙に際し、アラカン及びモンの2自治州設置を公約したが、更に政権獲得後憲法改正に関する各少数民族の意見を求めていたところ、本年2月、シヤン州代表から、現在の連邦制を改め、ビルマ本部を各自治州と同格とする Federal Union 制を採用すべしとの提案がなされた。

（注） アラカン、モン両自治州は、明年8月成立の予定である。

(9) 次いで、本年6月初旬、シヤン州タウンジに各少数民族代表が参集して会合した結果、すべての少数民族を打つて一丸とする新政党の結成及びシヤン州代表の Federal Union 提案支持の決議が行われた。

(10) なお、少数民族のうち急進分子は、自治

州の分離独立を画策使喚し、又は、反乱分子と結託して連邦政府に圧力を加えんとしており、また、一部少数民族代表は、

Federal Union の要求貫徹のために仏教国教化問題を政治的馳引の具に利用せんとしているため、ビルマにおける少数民族問題は独立以来最大の危機に直面しており、ウ・ヌ内閣が本問題を如何に解決するかが注目される。



文書課長

南西アジア情報 № 8/36

ラーマン、マラヤ連邦首相の
大マレイシア (Greater Malaysia)
の結成提唱について

(昭、36.8.8)
アジア局南西アジア課

1. 大マレイシア結成についてのラーマン首相
の提唱

ラーマン、マラヤ連邦首相は去る5月27日統一マレイ国民組織 (UMNO) シンガポール支部大会に出席のため、シンガポールを訪問中同地の東南アジア新聞記者協会の午餐会において「マラヤ連邦は英国ならびにシンガポール、北ボルネオ、ブルネイ、サラワクの住民と理解を深め合わなくてはならない。目下のところ、その具体的な方法について述べるのは時期尚早であるが、終局の目標はこれら諸地域の政治、経済的な相互連携におかなければならない。この問題を促進する鍵は華僑のマラヤ化と、マラヤに対する華僑の忠

2

誠心の如何にかかっている」と述べた。次いで、7月始めブルネイ、サラワクを訪問したラーマン首相は、クチンおよびシンガポールにおいて新聞記者団に対し、「Federation ないし Confederation 結成に先立ち、英領ボルネオ3地域が統合したり、または独立する必要はない。目下ロンドンでセルカーク英東南アジア弁務官と英植民省当局との間に、マラヤ連邦およびシンガポールとの Federation を見込んだ英領ボルネオ3地域の憲法検討のための委員会を設置する問題が討議されている。連合内におけるシンガポールの地位については、李、シンガポール首相とさらに討議したい」と述べた。

RA'-0269

0155

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

2. 大マレーシア構想とラーマン提案の動機

前項のラーマン首相の提案は一般に大マレーシア (Greater Malaysia) と呼ばれており、その構想は具体性を欠いてはいるが、北ボルネオ、ブルネイ及びサラワクの3地域をそれぞれマラヤ連邦の一州として(現行マラヤ憲法は州の数を制限していない)吸収合併し、これにシンガポールを加える (Federation) 案の実現を企図しているものと推察される。又、同時にシンガポールが独立国となり、北ボルネオ、ブルネイ、サラワクの3地域が北ボルネオ連邦を結成し(または3地域が各々独立する)、しかる後にマラヤ連邦と連合を形成する (Confederation) 案の実現もありうると考えられる。

ラーマン首相が今次提案を行なつた理由としては、一応次の要素が考えられる。

- (1) マラヤ連邦は大マレーシアの結成により国際的発言権を強化しうる。

- (2) シンガポール及び英領ボルネオを統合すれば、マレイ人口が僅かながらでも華僑人口を凌駕し(シンガポールのみとの合併では、国内における華僑人口がマレイ人口を上廻る)、マレイ人の華僑に対する数的優位を維持しうる。
- (3) マラヤ国内において政府の言語政策(中国語による教育上の特権の制限)に反対する華僑勢力が増大してきたため、これが抑制ないし緩和策として、他の重要な問題を提起する必要がある。
- (4) 英国は1957年初頭(マラヤ連邦の独立前)ロンドンにおけるシンガポールとの憲法交渉の際、マラヤ連邦、シンガポール及び英領ボルネオ3地域を統合する連邦案を提示したいきさつがあるので、ラーマン首相としては今次提案に対し英国側に根本的な反対がないと判断したこと。

3. ラーマン提案に対する反響

(1) 英国

マクミラン首相は今回のラーマン提案に関して、6月20日、下院で野党議員の質問に答え、「自分は本提案を興味深く見守っている。関係諸地域は政治的にも又経済的にも非常に異つた段階にあり、本提案の実現には諸々の重要な問題が解決されなければならないが、本提案の検討にあつて、これらの問題が討議されるような気運になれば結構である」と述べている。

また、6月26日および27日の両日にわたり、シンガポールにおいてセルカーク英東南アジア弁務官（兼シンガポール弁務官）の司会の下に、関係5地域駐在の英国代表会談（グード、北ボルネオ総督、ワデル、サラワク総督、ホワイト、ブルネイ高等弁務官、ブラウン、マラヤ連邦駐在英高等弁務官府一等書記官）が行なわれたが、会談後グード、北

ボルネオ総督は新聞記者団に対し、ボルネオ3地域はマラヤ連邦およびシンガポールと合併する前に、先ず3地域間の緊密化をはかるべきである旨の見解を発表している。

以上のように、英国政府筋は今回のラーマン提案に対し、原則については賛成しているが、実際上の困難性を指摘して、慎重な態度を持している。

(2) マラヤ連邦

政府与党、3党連合（下院総議席104のうち72）はラーマン提案を支持しているが、野党の汎マラヤ回教党（下院議席13）は関係5地域の環境が相違していることを理由に、ラーマン提案の実現を困難視しており、また、労働党（下院議席6）は先ず第一にマラヤとシンガポールの統合を行ない、次いで英領ボルネオ地域に手をつけるべきであると述べているが、何れも原則的にはラーマン提案に賛成している。

(3) シンガポール

シンガポールでは、政府：与党の人民行動党（PAP）の主流派は従来より、シンガポールの完全独立の達成のためにマラヤとの統合を主張していたが、ラーマン提案はこれを促進するものであると歓迎している。これに対し、主流派との主導権争いが激化しつつあったPAP内容共左派は、学生、労組層と共に、当面の問題は完全自治を実現するための反植民地斗争を強化することにあると主張し、マラヤとの統合は問題点をぼやかす植民地主義の策動であるとして、これに反対しており、ラーマン提案をめぐりシンガポールの政局はとみに緊張の度を加えている。

(4) 英領ボルネオ

英領ボルネオでは、ラーマン提案は英領ボルネオ3地域をマラヤ連邦の3州として併合するものと解し、地域主義的な立場から本能的に反感を示しており、マラヤとの統合を問

題とする前に先ず3地域の独立獲得に努力すべきだというのが、略、一致した反応である。又前記北ボルネオ駐在英国総督のごとく、ボルネオ3地域の統合が先決問題であるとする考え方にも根強いものがあり、ラーマン提案に対する英領ボルネオの反響は必ずしも好ましくないようである。

(5) インドネシア

インドネシアは、ラーマン提案について関係地域自体の決定すべき問題であるとして、無関心の態度を一応とつているが、従来もインドネシアとマラヤ連邦はマレイ人種の大同団結の主導権を巡って感情的に対立しており、今後のインドネシアの態度が注目される。

4 マラヤ連邦、シンガポール及び英領ボルネ

オ間の関係の現状

(1) 各地域の概況

	地 位	人口(千人)	面積 (千平方キロ)	1960年 輸出額 (百万ドル)
マラヤ連邦	1957.8.31 独立達成	6815	131.2	956
シンガポール	1959.6.3 内政自治獲得	1.634	0.5	1.136
サラワク	英植民地	744	123.0	163
北ボルネオ	"	494	76.1	74
ブルネイ	英保護領	84	5.7	109
計		9771	336.1	2438

(2) 政治的關係

これら地域は元来英国の統治下にあつたため、政治、行政組織、法律制度等が極めて類似していることその他に次の如き密接な關係を有している。

(1) 關係と地域の民族の主体は大部分がマレイ系種族(と地域総人口977万人の5割弱)であり、全地域にマレイ語が流通している。

地域別、種族別人口表は次のとおりである。

単位/万人(カッコ内は総人口に対する比率)

地 域 名	総人口	マレイ系	華 僑	インド人
マラヤ連邦	681	340	250	76
シンガポール	163	23	123	14
サラワク	75	50	23	0
北ボルネオ	50	31	14	0
ブルネイ	8	5	2	0
計	977	449	412	90

(46%) (43%) (9%)

特にブルネイの藩王はマラヤ側藩王と親類づき合いをしており、マラヤとの親密度が深く、マラヤ政府はブルネイの要請に基づき同地に官吏(高級官吏11名)を派遣し、行政を指導しており、又ブルネイはマラヤ連邦に対し、農村開発援助費として、1億マラヤドルの借款(無利子)を供与している。

(ロ) シンガポールは華僑が多数を占めているが、現政府はマラヤ連邦との合併によりシンガポールの完全独立を達成する方針の下に、華僑のマラヤ化を推進しつつあり、特に華僑の中国本土に対する忠誠心の放棄、マレイ語の習得の奨励などに力を注いでいる。

(3) 経済的關係

(イ) 關係5地域間の協定に基づき、1952年より通貨管理委員会 (Board of Commissioners of Currency) が設置され、スターリング証券を通貨基金として、これら5地域における共通通貨を発行している。同委員会は、1960年2月13日改組され、現在では、マラヤ連邦蔵相(委員長)、シンガポール蔵相、マラヤ連邦よりの代表1名および北ボルネオ、ブルネイ、サラワク3政府により共同で任命される官吏1名ならびに關係5政府によつ

て共同で任命される者2名、計6名よりなっている。

(ロ) シンガポール・マラヤ連邦両政府間では1959年来、一定の商品について両地域の生産品に対しては課税せず、第3国からの輸入品に対しては共同課税を行なうという商品別共同市場の設置について検討が行なわれている。

(ハ) シンガポールは、マラヤ連邦および英領ボルネオの中継貿易港としての機能を果しており、マラヤ連邦の輸出29%、輸入39%、サラワクの輸出37%、輸入4%、北ボルネオの輸出10%、輸入6%はシンガポールとの間に行なわれている。

5. 統合ないし連合による関係地域の受けうる利益

- (1) シンガポールおよび英領ボルネオ3地域の独立を円滑に実現することができる。
- (2) 統合により領域人口が拡大する結果、国際的に発言権を強化することができ、また行政的にも能率向上、経費節約を計りうる。
- (3) 統合により市場が拡大される結果、工業化の推進に寄与しうる。

6. 関係地域の統合ないし連合をはばむ問題

関係地域の統合ないし連合をはばむものとしては次の諸点が挙げられる。

- (1) 政治的環境が異なっている。
マラヤ連邦においては右翼政党が実権を把握しているが、シンガポールでは社会主義政党が政権をにぎっており、また、英領ボルネオ地域では左翼勢力が強い。
- (2) 経済的環境が相違している。
マラヤ・シンガポールは生活水準が高く（マラヤの年間1人当たり個人所得は270米ドル、シンガポールの夫は400米ドル）、経済開発が進んでいるが、英領ボルネオ3地域は民度が低く、経済的に著しく立ち遅れており、資源の開発もブルネイの石油等一部を除いてはほとんど着手されていない。
- (3) 関係地域における英国の権益と英軍の駐留が、如何にして確保されるかにつき英国側に懸念がある。

関係地域の左翼政党は何れも反植民地主
義を標榜しており、マラヤとシンガポール
の左派勢力は英軍の駐留に反対している。

7. 実現の見通し

以上のように、ラーマン提案については、
関係地域の各方面において活発な論議を呼び
起しており、7月下旬シンガポールで開催さ
れた関係地域代表よりなる英連邦議会同盟
地区会議においては各代表間で連合結成の必
要性を確認しており、また、ラーマン首相は
近く李・シンガポール首相をマラヤへ招待し、
統合問題につき協議する意向であると云われ
ているなど、ラーマン提案を推進せんとする
動きも活発である。しかし他方、関係地域
間の政治的、経済的立場の相違には、なお幾
多の解決すべき問題がある他、シンガポール
では、本問題が、政府与党たるPAPの分裂
問題とからんで、政治的にplay upされる
など、その前途はなお多難であるといわざる
を得ない。

文書課長

秘
封

南西アジア情報 № 9/36

アユーブ・パキスタン大統領の
訪米とその反響

36. 8. 30
南西アジア課

アユーブ大統領は本年7月11日より18日まで国賓として米国を訪問し、その間米国の対パ援助問題、カシミール問題等につき、相当思い切つた発言を行い、米国側の支持を得た面もあつたが、他面同大統領の訪米中の発言はインド側を刺戟し、これがためやや好転の兆を見せていた印パ関係は再び冷却化の方向に向つてゐる。

以下その経緯並びに背景を概述する。

1. アユーブ大統領の訪米前の米パ関係

(1) パキスタンは従来よりカシミール問題及びバクトニスタン問題等についての米国の態度が必ずしもはつきりしていなかつたことを不満としていた。特にケネディ政権の成立後、米国がインド重視の政策を取り始めたこと、及び米国のインドに対する経済

2

援助コミット額がパキスタンに対するそれを遙かに上廻つたこと(注、今後2カ年における米国の対印援助コミット額10億4500万ドルに対し、今後1カ年における対パ経済援助コミット額は2億7960万ドル)等に対しパキスタンの不満はますます高まつて来つた。

(2) 本年5月ジョンソン米副大統領はパキスタンを訪問したが、その際、発表されたアユーブ大統領との共同声明中にカシミール問題が全く取り上げられなかつたこと、及びジョンソン副大統領が、インドにおいてネルー首相に対しアジアの指導力となるよう懲慚したとの報道が伝えられたことが、パキスタンの世論を刺戟し、言論界においては激しい米国批判の声が高まつて来た。

(3) これらの米国批判に対し6月9日ラウンダリー駐パ米大使は声明書を発表し、次の諸点を明らかにした。

RA'-0269

0153

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

- (1) パキスタンは米国の最良の友邦国かつ同盟国であり、米国政府のパキスタンに対する態度には何ら変化はない。
- (2) ジョーンソン副大統領が訪印の際、ケネディ大統領の要請によりネール首相に対しアジアの指導力となるよう懇話した事実はない。

ラウントリー大使のこの声明に対してはパキスタンの官邸筋並びに新聞各紙は一応満足の意を表したが、なお、パキスタンの米国に対する不満と疑惑の念は完全に払拭されるに至らなかった。

- (4) アユーブ大統領の米国訪問は当初本年11月に予定されていたところ、6月末突如として同大統領の訪米日程が繰上げられた。この日程繰上げは最近におけるパキスタン国民の対米感情の悪化に鑑み、米国側が、特にジョーンソン副大統領の判断に基き今秋に予定されているネール首相の訪米に先立ってアユーブ大統領との会談を行う必要あ

りと考えたものと思われる。

2. アユーブ大統領の訪米中における動静

アユーブ大統領は7月11日3名の随行者と共にワシントンに到着し、同月18日ニューヨークを出発するまでの間、各種の行事に臨んだがその中で注目すべきものとしては、三度にわたるケネディ大統領との会談、上下両院合同会議場における演説及び全米向テレビ演説が挙げられる。

(1) ケネディ大統領との会談

アユーブ大統領は、7月11日より13日まで3回にわたってケネディ大統領と会談を行つた。会談の内容について米国各紙の報道等を総合するに概ね次のとおりであつたと推察される。

- (1) アユーブ大統領はカシミール紛争解決のための印パ間のあつせんを米国側に求めたが、ケネディ大統領は米政府としては同紛争解決のため積極的な役割を果し得ない旨述べると共にカシミールにおけ

る国連監視下による人民投票については、原則的に賛成であるが、本件を来る国連総会に持出すことは徒らに混乱を招くもとなるとの見解を示した。併し乍らアユーブ大統領はケネディ大統領にカシミール問題の重大性を強く訴えた結果、遂に共同声明の中においてカシミール問題の早期解決を希望する旨の文言が織込まれた。

なおアユーブ大統領は更に本問題の解決のため米国がインドに対し、パキスタンと交渉を再開するよう働きかけることにつきケネディ大統領の同意を取付得た模様であるとの報道もあつた。

- (ロ) アユーブ大統領はもし米国がインドに対する武器供与を増大すれば、パキスタンは中立主義に転向するか或は米国との軍事同盟から脱退すると暗示したのに対し、ケネディ大統領は米国の対印武器供

与ないし軍事援助はパキスタンの安全にとり脅威となるものではない旨保証すると共にインドに軍事援助を与える場合米国政府はパキスタン政府と事前に協議する旨を約した。

- (イ) アユーブ大統領が米国の対印経済援助は間接的にもせよパキスタンにとり脅威となるべき旨述べたところ、ケネディ大統領は経済援助によりインドの赤化を防ぐことは米パ両国にとり等しく重要である旨指摘すると共に米国は対印経済援助を利用してインドの対パキスタン政策の変更を求める意図を有していないことを明らかにした。

- (ロ) アユーブ大統領はパキスタン農地水害及び塩害防止につき米国の援助を求めたところ、ケネディ大統領は科学技術者調査団を近くパキスタンに派遣してこの問題の対策につき提案をなさしめることを約した。(必要資金は7億ないし10億ドルと伝えられている)

(2) 米国両院合同議会における演説

アユープ大統領は7月12日両院合同議会において演説を行いアジアの動乱に際し真に米国の味方となるのはパキスタン国民のみであること、従つて米国は盟友たるパキスタンの解決を必要とする問題を悪化せしめるが如き、又はパキスタンの安全を脅かすが如き政策をとるべきでないこと、並びに米国は対パ援助を強化する必要があること等を強調した。同演説は一般的に好評を博し、多くの議員や米国紙は「援助獲得上最も効果的な演説」とこれを評したが、フルブライト上院外交委員長は、アユープ大統領は約60の被援助国のうちの一国を代表するに過ぎないとし、また同演説中アユープ大統領が「今後15年ないし20年のうちに経済上の必要が満たされなければ、パキスタンは共産主義に席捲され、米国の盟友としてでなく、共産陣営の一員として

米国をプレスすることとなろう」と述べたことは一種の脅迫として一部の議員に不快感を与えた模様である。

(3) 全米向けテレビ放送

アユープ大統領は7月16日全米向けテレビ放送において、今秋の国連総会で中共の国連加盟問題が取り上げられれば、パキスタンは同国の加盟に賛成投票を行なうとの発言を行い、米国各方面にかなりの反響をひき起した。(注：パキスタンは1950年に中共を承認し、同国との間に外交使節を交換しているが、従来中共の国連加盟については「同問題が国連の議題になれば中共加盟を支持する。しかし議題採択は未だその時期でない。」として米国の中国問題審議棚上げ案を支持して来た。)しかしながら同発言は同盟から中立へのパキスタン政府の政策転向の兆しといつたものではなく、中共の国連加盟は結局実現するものであり、中共を国連の外に置いておくよりその枠の内に入れる方がよいとの現実的な考え方に

基いたものとみられる。

3. アユーブ大統領の訪米に対するインド内の反響

- (1) アユーブ大統領の訪米前数週間にわたりパキスタン国内において行われた米国の対印援助等からむプレス・キャンペーンに対してはインドの主要各紙は単にこれを報道するに止まり、敢えて非難がましい論説を掲げることはしなかつたが、アユーブ大統領が訪米前に録音され、7月9日米国民に対し放送されたテレビ番組において米国その他の国の対印経済援助はインドを強化し、パキスタンを含むインドの隣接国に重大な脅威を与えるものであるとして非難するとともにインドは隣接諸国に対し常に事を構える態度を取っているとインドを誹謗したことに対しては先ずネール首相がジャバルプールにおける演説においてこれに反論したほかインド主要各紙も「パキス

タンのインド非難は米国のインド重視の方針に牽制を加えて、パキスタンが米国から軍事、経済両面の援助をより多く獲得せんとする意図に基くものであり、又パキスタン国民の眼をインドない至カシミールに向けさせ国内政治の貧困に対する不満をそらせることに狙いがある」との論調をかかげた。

- (2) ネール首相はアユーブ大統領帰国後の7月19日カシミールのスリナガルにおいてカシミール問題及びパキスタン大統領の訪米に関し、大要次のとおりの演説を行った。
- (1) カシミールにおける人民投票に関する国連の決議は最早その存続の基礎を失っている。国連決議は先ず第一にパキスタン軍隊のカシミールからの撤退を要求しているが、パキスタンは今もつてこれを実行していない。又カシミールでは既に2回も選挙が行われたのであり、カシミール議会はカシミールの帰属問題につい

でも決定済なのである。

(ロ) パキスタンは武力に訴えてでもカシミール問題を解決しようとしているかも知れないが、インドはカシミールに対する侵略には全力を挙げて対抗する。インドはパキスタン側のカシミールを欲しているが、これを取るのに武力を使うことはしない。

(ハ) 私は50年にわたる公生活で彼のどのような政治的態度を見たことがない。米国はインドの経済発展のために援助を与えているのであつて、それをパキスタンや隣接諸国を侵略するための援助であると非難するのはインドに対し常に後進的であれと云うようなものである。

4. むすび

前記の如くアユープ大統領の今次訪米は、(1)米国の対パ経済援助の増加につき米国側の支持を得たこと、(2)カシミール問題の重要性

とこれの早期解決の必要性をケネディ大統領に認めさせたこと、(3)米国の対印武器供与はパキスタンに対する脅威とならないものであるとの米国政府の保証を取り付けたこと、等の点においては表面的には一応成果をあげたものと言えなくはないが反面、アユープ大統領の米国における言動が痛く、インドを刺激し、客年9月インダス河水利条約締結後好転の兆を示していた印パ関係を再び冷却化せしめる結果となつたことも否定出来ない。



文書課長

南西アジア情報 №10/36

パキスタン・アフガニスタン両国間の国交
断絶に至るまでの経緯

36. 9. 8
南西アジア課

1. 両国間の国境面定を廻る紛争

1893年インドとアフガニスタンとの間に国境に関する協定が締結された。本協定締結の仲介をしたのが英国のデュランド大佐であり、両国国境線は世にデュランド・ラインと呼ばれている。1947年パキスタンの独立後もこのデュランド・ラインが引続きパキスタン・アフガニスタン間の国境線として国際的に認められている。

しかし、アフガニスタンは上記協定を結ぶ以前からデュランド・ラインの東側の600万のバターン人が住む地域の領有を主張していた。パキスタンの独立後、アフガニスタンはそもそもデュランド・ラインは英国の圧力

2

の下に押付けられたものであり、英国がインドより退いた今日最早これを認め得ないと主張した。これに対しパキスタンは、独立の際英国の権利を継承しており、英国も同ラインが国際的なものであると確認している、と反論している。

RA'-0269

0159

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

2 両国国境地帯の住民の帰属をめぐる紛争

英印統治時代以来デュランド・ラインからパキスタンよりに平均巾約100キロの地帯に約300万のバターン人の住む所謂トライバル地域なる特別行政区が存在しており、ここでは現在でも地方慣習法がパキスタン国法より優先している。

1947年、インド独立法に基づきトライバル地域の印バいずれかへの帰属を定めるために住民投票が行なわれたところ、圧倒的多数の者がパキスタンへの帰属意思を表明し、更に各地の村会、民会等の決議を通じ同地域の住民はパキスタンへの忠誠を誓った。

ところが、アフガニスタンはトライバル地域のパキスタンへの帰属を不服とし、パシュト語（アフガニスタンの国語）を使うパキスタン西北部のバターン族（トライバル地域を含めてインダス河の西の全地域の住民）は民族自決によりパクトニスタン（バターン人の

国の意)なる独立国を設立する機会が与えられるべきであると主張し、トライバル地域内の一部の親アフガニスタン分子を利用してパクトニスタン運動を推し進めた。この運動はパクトニスタンが成立した場合、これに保護権を及ぼさんとのアフガニスタンの意図に基づく一種の失地回復運動であるので当然パキスタンはこの運動に強く反撥し両国関係は緊張することとなつた。

3. 両国間緊張関係の推移

1947年以來アフガニスタン側によるパクトニスタン運動の宣伝、両国国境地帯における諸種の紛争等により両国関係の緊張が続いたが、1955年アフガニスタンの群衆がア国内のパキスタン各公館を襲撃し、パ国国旗を侮辱する事件が起り、両国関係は国交関係断絶の一步手前まで悪化した。翌56年以後両国首脳の交換訪問により緊張は多少和げられたが、1958年10月、パター人であるアユーフ陸軍大将がパキスタン大統領となるヤトライバル地域の一層のパキスタン化を恐れたアフガニスタンのパクトニスタン運動は再び盛んとなり両国関係は又もや悪化することとなつた。

加えて本年5月アフガニスタン不正規軍がソ連製武器をもつてパキスタン側のバジャウール地域に侵入し、これに対しパキスタン空軍は爆撃を加える事件が発生し両国関係は一

層悪化した。

かかる情勢の下に本年6月アフガニスタンは両国首脳会談の開催を提案、これに対しパキスタンは8月に入つて両国外相会議の開催を提唱したが、いずれも不成立に終つた。

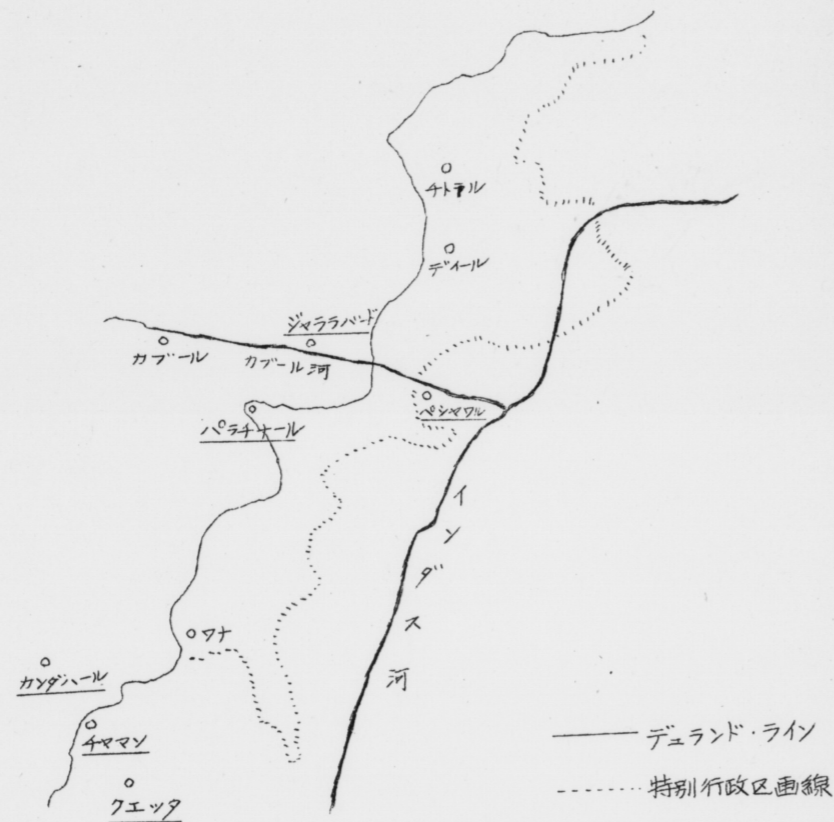
4 両国外交関係の断絶

本年8月23日パキスタン政府はアフガニスタン内の自国領事館(カンダハール及びジュララバード)を閉鎖するとともにアフガニスタン政府に対し、パキスタン内のアフガニスタン領事館(クエッタ及びベシヤール)及び通商事務所(バラチナル及びチャマン)を2週間以内に閉鎖するよう要求し、その理由として自国公館員がアフガニスタン側により行動を阻害されて来たこと及びパ国内のア国領事館及び通商事務所が反パキスタンの破壊活動の具に供されていたことを挙げている。併しアフガニスタンのパキスタン経由の通過貿易についてはパキスタンは従来どおりの便宜をアフガニスタンに与えることを約した。

これに対しアフガニスタン政府は同月30日、パキスタン政府が前記要求を撤回しない場合は1週間後に両国の外交関係を断絶する旨の回答を行ない、9月5日までにパ側が要

求を撤回しなかつたので、翌9月6日国交の断絶をパ国政府に通告した。

パキスタン西北辺境地帯略図



記録班

秘
封

南西アジア情報 11/36

ポルトガル領ダドラ及びナガル、
ハベリのインド併合について

昭36.9.30
南西アジア課

まえがき

ポルトガル領インドは、ゴア、ダマン（ダドラ及びナガル、ハベリを含んでいた）およびディウの三地域（総面積約5416平方軒、人口約64万）から成り16世紀前半以来ポルトガルの領有するところとなつている。

本年8月11日インド政府は、上記のうちダドラ及びナガル、ハベリをインドに併合し、中央政府直轄領と指定する旨の憲法改正法案を議院に提出、14日には下院を、続いて16日には上院をそれぞれ満場一致で通過し、ここにインド政府は一方的にこの両飛地の併合を決定した。

今次併合を契機として、ポルトガル領インドの解放運動は今後いよいよ熾烈化するものと予想され、とくにゴアと密接なる経済関係を有するわが国としても今後の成り行きには十分注視

RA'-0269

0173

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

を要するものと思われる。

なお、この両飛地とポ領ダマンとの通行権については、1955年以来4年有余にわたり、インド・ポルトガル両国間において国際司法裁判所で争われ1960年4月その判決をみた経緯があり、この判決は最近ベルリン問題に関連しネール首相によつて引用され、再び注目されている。

1. ダドラ及びナガル・ハベリの概観

ダドラ及びナガル・ハベリは、ポ領インドのダマン（総面積約357平方軒、ボンベイ市北方約160軒、アラビア海に面す）の一部を成している。ダマンとナガル・ハベリ、ダドラとの間に幅8軒から11軒のインド領が挟つており、ここにインドの国有鉄道が走っている（別添略図参照）

なお、ナガル・ハベリとダドラの面積は約280平方軒で人口は、ナガル・ハベリ50,783、ダドラ1,700となつている。

(1) 略史

1530年以来、この付近は、ポルトガル艦隊により度々侵攻を受けたが、ポルトガル軍は強大な領主グジラト軍の反撃を恐れ直ぐに引揚げていた。1558年、ポルトガルのゴア総督ドン・コンスタンチノ・ブラガンザは、さきにグジラト国王から贈与されたバセインの安全確保のためにダマ

ン領有を決意し、艦隊を派遣してこれを占領した。その後18世紀に至り、グジラトに勢力を伸ばしたマラーター土侯が誤つてポルトガル船を捕したため、ポルトガルはその賠償としてダマンの正式譲渡を要求し、結局マラーター土侯は1779年条約を締結したが、これによつてポルトガルはダマンの代りにナガル・ハベリの譲渡を受けたものと了解していた。しかしながらこの点に関し、1960年4月の国際司法裁判所はその判決で、本条約は単に同地域からの annual revenue 12000ルピーを贈与することを規定したもので、ポルトガルの同地域に対する主権を認めたものではないとしている。もつともその後、ナガル・ハベリ及びダドラは当時既に要塞化されていたダマンとともに引続きポルトガルの占有するところとなり今日に及んでいる。

2. インドによる併合に至る経緯

(1) インドは独立以来、ポルトガル領インド（ゴア、ダマン、ディウ）の返還を強く主張しポルトガルに対し、領土回復の正式交渉開始の申入れを行つていたが、ポルトガル政府はその都度これを拒否し続けた。このため、インド政府は1953年6月在ポルトガル・インド公使館を閉鎖し更に1955年7月には在インド・ポ公使館の閉鎖を、続いて在ボンベイ総領事館、在カルカタ、在マドラス名誉領事館の閉鎖を要求し、ここにインド、ポルトガル両国の国交は事実上断絶するに至り、今日に及んでいる。

この間インドの世論も、とみに硬化し、ポルトガル領ゴア、ダマン及びディウの解放運動が、活潑に展開され、1954年7月には、先づダドラが義勇民により実力をもつて解放された。これにより隣接地ナガル・ハベリにも恐慌が起り、ポルトガルの

行政官、警察官等はインドに避難し、同年8月2日にはナガル・ハベリも完全に義勇民の手に陥ちた。

その後この両飛地は、ゴア解放運動指導者アントニオ・フルタド博士がその長となり、村落評議会を通じ治められていたが、1960年10月17日インド政府は司政官としてバドラニ(インド政府行政官)を任命し、フルタド博士は引退した。

(4) 前記のとおり、両飛地が実力により解放されるやインド政府はダマンと両飛地間の国境を閉鎖したため、ポルトガル政府は1955年12月22日国際司法裁判所にダドラと両飛地間のインド領通行権について提訴した(国際司法裁判所規定第36条第2項に基づく強制管轄権を援用して提訴)。これに対し、インド政府は1957年4月同裁判所は本件紛争に関する管轄権を有せずとの予備的異議(preliminary objections)を提出したが、1957年11月同裁判所は右予備的異議の却下判決を行ない、爾来印・ポ两国はインド領通行権をめぐって3年の長きにわたって争つて来た。国際司法裁判所は1960年4月ポルトガルの両飛地に対する主権及び両飛地への私人、文官及び一般物資に関するポルトガルの通行権を認めつつ、1954年当時インドのつけた国境閉鎖措置は私人、文官及び一般物資に関するポルトガルの通行権に対する義務違反にあ

らずとの高度に政治的な配慮を含むとみられる次のとき最終判決を行なった。

(1) 同裁判所は本件に関する管轄権を有する。

(2) ポルトガルは1754年当時、両飛地に対するその主権行使に必要な範囲でかつインドの規制と統制 (regulation and control of India) に従うことを条件として、私人、文官及び一般物資について両飛地とダマン間及び両飛地相互間に介在するインド領の通行権を有していた。

(注)

(3) しかし、ポルトガルは、1754年当時軍隊、武装警官及び武器弾薬については同様の通行権を有していなかった。

(注)

(4) インドは、当時両飛地間に介在するインド領に存在していた緊迫した情勢にかんがみ、私人、文官及び一般物資に関するポ

ルトガルの通行権に対する義務違反の行為を行なったとは認められない。

(注) 上記判決によればポルトガルは就中マラーター土侯との1779年の条約に基づき、両飛地への通行権を主張したが、同条約によればマラーター土侯はポルトガルに対し、年額1万2000ルピーの租税徴収権を付与したに過ぎず、両飛地に対する主権の譲渡を行なったものではなく、両飛地への租税徴収のためポルトガルが通行を (access to the villages) を有し、そのために移譲された権力を行使した事実は、主権行使のための通行権 (right of passage) と同一視することは出来ない。

しかしその後、マラーター土侯の後継者となった英国は両飛地に対するポルトガルの権力行使を容認してこの地域に主権を主張せず、したがってポルトガルの主権を事実上及

び黙示的に (by implication) 認める結果となつた。独立インドもまたこれを黙示的に承認していたので、両飛地はインド内ポルトガル領の資格を取得している。

私人、文官及び一般物資の通行は英国のインド統治時代もインドの独立後も一世紀と四分の一以上にわたつて政権の変更に影響をうけず引続き行なわれてきた結果私人、文官及び一般物資の通行に関するこの慣行は両国によつて法として受諾され、権利及びそれに伴う義務を発生せしめたものと認められるべきである。

但し、軍隊、武装警官等の通行は1878年の英、ポルトガル条約の結果、同年以降条約に規定する場合を除き英国、ついでインドの事前許可を得てのみ行なわれることとなつ

た (右規定は1913年の条約にもおかれている)。したがつて条約規定をはなれてポルトガルが軍隊、武装警官等の通行権を有していたとは認められない。

(イ) ネール首相は、昨年11月14日下院において、ダドラ及びナガル・ハベリを直ちに併合する考えはないと述べていたが、本年8月11日インド政府は、同日からこれら両飛地をインドに併合し、中央政府直轄領と指定する旨の憲法改正法案を下院に提出、同法案は14日満場一致 (343票対0) で通過、続いて16日上院においても満場一致 (162票対0) で承認を得、インドはここに一方的にこの併合を決定した。インドは、前記国際司法裁判所の判決をもつて、ポルトガルの飛地支配の終焉を意味するものとしてか、爾来飛地に政府行政官の派遣、通信交通施設の拡充等積極的に

これら地域のインド化を図つて来たが、他
方同地域最高村落評議会をはじめ住民の早
期併合への希望は時とともに強まり、国際
的には国際司法裁判所判決と反植民主義
を標榜する国際与論に支えられ、国内的に
は、国民の圧倒的支持を集め、インド政府
は、今や機熟せりとして、今回断乎併合の
挙にでたものと恩われる。

3. ポルトガルの態度

ポルトガル政府は、8月16日今次インド
の併合措置を非難する公式コミュニケを发表
するとともに、同日利益代表国たるブラジル
を通じインド政府に対し、通行権行使の意志
を伝達する書簡を提出、更に国連ポルトガル
代表は安保理事会議長あて16日付書簡をも
つて上記コミュニケ及びインド政府あて書簡
写を送付するとともに、これらに謳われてい
る諸点につき議長及び理事国の注意を喚起し
ている。

(1) コミュニケの要点

- (イ) インドは、従来のポルトガル政府あて
書簡において、ダドラ及びナガルハベリ
に対するポルトガルの主権を常に認めて
きている。
- (ロ) 従つてこれら飛地に対するインド議会
の今次決定は、明らかに他国家の主権を
侵害するものであり、また国際法の原則

を無視するものである。インド政府の措置は国際侵略の典型的ケースである。

(1) インドは、1960年4月12日の両飛地に対するポルトガルの主権及び私人、文官等の通行権を認めた国際司法裁判所の判決に明らかに違反している。

(2) インド政府あて書簡要旨

(1) 国際司法裁判所は、ポルトガルがダドラ及びナガル・ハベリに対する主権行使のため、同地への通行権を有することを認めており更に、右通行権行使のためにポルトガルに必要な便宜をインド政府は与えなければならないことを認めている。

(2) 裁判判決に関するインド政府の意向は知らされていないが、ポルトガル政府は、国際司法裁判所の規定する私人、文官及び一般物資の通行権行使の措置を執るに、もはや遅滞を許さないと考えるので、判決の範囲内において上記通行権を行使する意志をインド政府に伝えるものである。

4. 結語

(1) 今次併合決定の議会審議に際し、ネール首相はゴア解放問題に言及し「ゴア問題の処理は完全に平和的に行うか又は武力的に行うかのいずれかに依るしかない。いつか武力を用いざるを得ない時機が来るかも知れないがその時は断乎武力を用いるであろう。現在自分はゴアで将来武力を用いることはしないとの保証を与うべき立場になくゴアに関し軍隊の使用を **rule out** することはできない」と述べゴア問題解決のために武力行使の可能性を明らかにしたことは極めて注目に価する。

(2) ネール首相は、8月17日下院において前記3のポルトガルよりの書簡に言及し、ポルトガルは、ダドラ及びナガル・ハベリへの **access** のためにインド領内通行の権利ありと主張しているが、単独たると集団たるとを問わず、ポルトガルの通行は絶対に許し得ない旨言明しており、また、インド

外務省情報部長は9月8日、前記3のポルトガルの安保理議長あての書簡に関し、「インドはゴアにおける事態の悪化の結果として、インドの安寧の脅威を受けるときは、これに必要な、あらゆる措置をとるべき旨を再確認し、アンゴラにおける圧政が明らかであり、その情勢を国連が審査することを拒否しているポルトガルはインドにおける植民地でもその人民を弾圧していること、およびこの植民地が解放される時期は遠くないことを付言した趣である。

- (3) 以上のとおり(1)武力解決の線をインド外務省が確認したこと、(2)アンゴラ問題と関連させていること、(3)ゴアの解放が遠くないことを明らかにしたことは特に留意すべきことと考えられ、インドの反ポルトガル感情は時とともに強まりつつあり、今後の情勢の推移には十分注視を要するものと思われる。

